

令和5年度（2023年4月～2024年3月） 保育施設利用申込案内



保育施設の入所を希望する方は、本冊子の内容をよくお読みになり、お申込みください。入所した後の手続きについても記載していますので、卒園（退園）するまで大切に保管してください。

内容に追加や変更があった場合は、区ホームページや区役所401子育て支援窓口等でお知らせいたします。

令和 **5** 年 **4** 月入所受付（1次募集）

葛飾区役所7階特設会場・4階401子育て支援窓口（予約入所）

令和**4**年**11**月**16**日（水）～**12**月**9**日（金）

8時**30**分～**17**時まで（土・日・祝日を除く）

11月16日（水）、11月30日（水）、12月7日（水）は

19時30分まで、

12月4日（日）は、9時から16時30分まで受付します。

詳細は、本冊子12～14ページをご覧ください。

葛飾区子育て支援部保育課入園相談係

〒124-8555 葛飾区立石 5-13-1（区役所4階401子育て支援窓口）

TEL（代表）03（3695）1111 内線2417・2418

（直通）03（5654）8278～9

FAX 03（5698）1533

ホームページ <http://www.city.katsushika.lg.jp/>

目次

■ 概要	
●保育施設申込みまでの流れ	3
1 令和5（2023）年度保育施設クラス編成表	3
2 保育施設とは	4
3 保育の必要量と保育必要量（保育標準時間・保育短時間）	4
4 申込み時の注意点	6
5 心身に障害や疾病のあるお子さんの入所	9
6 医療的ケアを必要とするお子さんの保育	10
■ 申込方法	
7 令和5年度4月入所児の募集	12
8 育児休業明けの0歳児クラス予約入所	14
9 令和5年5月～令和6年1月入所児の募集（随時入所）	15
10 提出書類	17
11【記入見本】教育・保育給付認定申請書兼保育園等入園申込書	20
12 兄弟姉妹同時申込みの方	21
■ 利用調整	
13 利用調整	22
14 利用調整基準指数表	23
■ 入所後に関わること	
15 入所後の届出・手続き等	25
16 利用者負担額（保育料）	26
17 利用者負担額（保育料）の決定に必要な手続き	27
18 利用者負担額（保育料）の減額・免除	28
■ よくあるお問い合わせ	
19 保育施設利用に関するQ&A	29
■ 区に申し込む保育施設	
20 認可保育所	33
21 認定こども園	33
22 私立認可保育所・認定こども園のコアタイム・延長保育開始月齢一覧	34
23 夜間保育所	35
24 地域型保育事業所	36
①家庭的保育事業所（保育ママ）	37
②小規模保育事業所	39
■ 幼児教育・保育の無償化	
25 幼児教育・保育の無償化	40
■ 施設に直接申し込む保育施設等	
26 認証保育所（東京都独自制度）	42
27-①認可外保育施設等保育料の助成金	43
27-②ベビーシッター利用支援事業（ベビーシッター事業者連携型）	44
■ その他の保育事業等	
28 その他の保育事業	
①休日保育	45
②年末年始保育／③一時保育	46
④一時預かりベビーシッター利用支援事業	48
⑤定期利用保育	49
⑥病児保育・病後児保育	50
⑦訪問型保育／⑧緊急一時保育	51
⑨かつしかファミリー・サポート・センター	52
29 幼稚園の預かり保育（参考）	53
■ お知らせ	
30 公立保育所園舎建替え等	54
31 認可保育所・認定こども園一覧	55
32 保育アドバイザー	59
33 公立保育所の運営にかかる経費（参考）	59
34 特定教育・保育施設等の指導検査	59

●保育施設申込みまでの流れ

(1) 保育施設利用申込案内（この冊子）をよく読んでください

(2) 申込受付期間を確認してください P12～15 へ

入所希望月ごとに受付期間が異なります。入所したい月と、その受付期間を確認しましょう。

(3) 希望する施設を選んでください P33、P37～39、55～58 へ

認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業所（保育ママ）、小規模保育事業所から最大6施設まで希望することができます。施設によって開所時間や延長保育の有無、0歳児クラスの受入可能月齢などが異なります。

事前の施設見学をおすすめします

保育施設は、お子さんが今後数年間に渡って通うことになる場所です。

事前に各施設にお問い合わせのうえ、お子さんを連れて見学することをおすすめします。

また、一部の施設（認定こども園、保育ママ、小規模保育事業所）では、申込みにあたり事前の面談や説明会の参加を必須としています。これらの施設では、面談を実施しない場合、申込み自体ができません。

施設選びのポイント（例）

- 毎日通園するのに無理のない距離か、雨天時の送迎がしやすいか
- 預けたい時間と施設の開所時間は合っているか、延長保育が利用できるか
- 園庭や近隣に外遊びできるスペース、遊具があるか
- 施設独自の保育方針、行事、ルールなど

(4) 提出書類を準備してください P17～19 へ

提出書類の中には、保護者ご自身が記入するものと、就労先など第三者に記入してもらうものがあります。

締切日を過ぎてから提出された書類は選考に反映できないため、ご自分の世帯で必要な書類をよく確認して、早めに準備してください。

(5) 締切日までに申込みを行ってください P12～15 へ

受付場所は葛飾区役所保育課です（入所希望月によっては、認可保育施設で受付できる場合もあります）。

提出書類が揃っていないか、不備があったりすると、再提出いただく場合があります。締切日直前では再提出が間に合わない可能性があるため、余裕をもった申込みをおすすめします。

ここに記載した内容はあくまでも概要です。詳しくは本冊子の各ページをよくお読みください。

1 令和5（2023）年度保育施設クラス編成表

保育施設は、4月1日現在の年齢でクラスが決まります。

年度の途中で年齢が上がっても、年度末までは同じクラスです。

クラス	生年月日	(西暦)
0歳児クラス	令和4年4月2日以降	(2022年4月2日以降)
1歳児クラス	令和3年4月2日～令和4年4月1日	(2021年4月2日～2022年4月1日)
2歳児クラス	令和2年4月2日～令和3年4月1日	(2020年4月2日～2021年4月1日)
3歳児クラス	平成31年4月2日～令和2年4月1日	(2019年4月2日～2020年4月1日)
4歳児クラス	平成30年4月2日～平成31年4月1日	(2018年4月2日～2019年4月1日)
5歳児クラス	平成29年4月2日～平成30年4月1日	(2017年4月2日～2018年4月1日)

2 保育施設とは

申込先	施設区分		概要	施設一覧	コアタイム※
区	認可保育所	公立	国が定める設置基準を満たして運営している施設です。 設置・運営形態により、公立・公設民営・私立がありますが、 利用申込方法や基本の保育料の算定方法は同じです。 延長保育の保育時間や延長保育料は、各施設で異なります。 保育実施日は原則、月～土曜日（祝日・年末年始を除く）です。	55～58 ページ	8:30～ 16:30
		公設民営			
		私立			
	認定こども園	私立	幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、教育・保育を一体的に行う施設です。 申込前に、施設が開催する説明会への参加や見学が必須となります。 利用申込方法や基本の保育料の算定方法は同じですが、保育料は各施設にお支払いいただきます。 延長保育の保育時間や延長保育料は、各施設で異なります。 保育実施日は原則、月～土曜日（祝日・年末年始を除く）です。 3～5歳のうち保護者の保育の必要性の有無にかかわらずご利用いただける教育部門（1号認定）の入園申込みは、直接各施設にお問い合わせください。	33 ページ	34～35 ページ
地域型 保育事業所	家庭的保育 事業所 （保育ママ）	私立	家庭的な雰囲気の中で、2～5名の0～2歳のお子さんを預かる事業所です。 申込前に、各施設での面接が必須となります。 利用申込方法や基本の保育料の算定方法は同じですが、保育料は各事業所にお支払いいただきます。 保育実施日は原則、月～金曜日（祝日・年末年始を除く）です。	37ページ	
	小規模保育 事業所	私立	原則として19名までの0～2歳のお子さんを預かる事業所です。 申込前に、各施設での面接が必須となります。 利用申込方法や基本の保育料の算定方法は同じですが、保育料は各事業所にお支払いいただきます。 延長保育の保育時間や延長保育料は、各施設で異なります。 保育実施日は原則、月～土曜日（祝日・年末年始を除く）です。	39 ページ	8:30～ 16:30
施設	認証保育所	私立	東京都が定める設置運営基準を満たし、東京都の認証を受けた施設です。 利用申込方法や保育料、保育時間等は、各施設に直接お問い合わせください。 条件により保育料の助成が受けられます。	42 ページ	/
	その他認可外 保育施設等	私立	利用申込方法や保育料、保育時間等は、各施設に直接お問い合わせください。 都道府県知事に届け出ていて、指導監督基準を満たしている旨の証明書が交付されている施設に入所した場合は、保育料の一部補助が受けられます。	43 ページ	

※コアタイム...「保育短時間」で利用できる保育時間帯のこと。

認可保育所（公立・公設民営）・小規模保育事業所以外は、施設により時間の設定が異なります。
年末年始とは12月29日～1月3日です。

3 保育の必要性と保育必要量（保育標準時間・保育短時間）

① 保育の必要性の認定について

保育施設の利用には、「教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）」が必要です。
教育・保育給付認定申請と保育施設の利用の申込みは、同時に行うことができます。
教育・保育給付認定を受けられた方には、区から支給認定証を交付します。
支給認定証は、保育施設の入所の可否を決定するものではありません。
入所については、別途利用調整を行います。
すでに支給認定証をお持ちの方は、保育施設の利用の申込みのみとなります。
ただし、1号認定（教育利用）を受けている方は、再度2号認定の申請が必要です。

●教育・保育給付認定区分と利用施設等

認定区分	年齢区分	教育・保育提供時間		利用施設
1号認定	満3歳以上児	教育標準時間		幼稚園・認定こども園（教育部門）
2号認定	満3歳以上児	保育標準時間 （最大11時間）	保育短時間 （最大8時間）	認可保育所・認定こども園（保育部門）
3号認定	満3歳未満児	保育標準時間 （最大11時間）	保育短時間 （最大8時間）	認可保育所・認定こども園（保育部門）・ 家庭的保育事業所（保育ママ）・小規模 保育事業所

② 保育必要量（保育提供時間）について

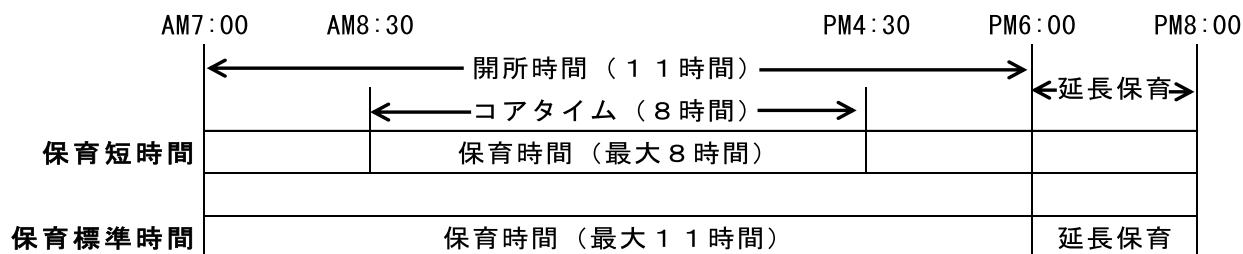
保育必要量（保育提供時間）には「保育標準時間（1日あたり最大11時間）」と「保育短時間（1日あたり最大8時間）」があり、教育・保育給付認定の際、保育の必要性の事由や申請時の保護者の希望等に基づき、区が保育必要量（保育提供時間）を認定します。

実際の保育提供時間は入所施設と保護者との面談等により決定するため、保育施設入所後に、保育標準時間・短時間の変更を行うことも可能です（別途、保育提供時間の変更申請が必要となります）。

「保育短時間」と認定された場合でも、各施設が定めるコアタイムを超えた保育提供が恒常的に必要となる場合、「保育標準時間」への保育必要量の変更が必要となります（原則、変更申請のあった翌月からの適用となります）。また、「保育短時間」の認定のまま、コアタイムを超える時間の保育を実施する場合、超過料金が発生する場合があります。

例 以下の保育施設における保育時間

- ・開所時間 : 7時から 18時まで
- ・コアタイム : 8時 30分から 16時 30分まで
- ・開所時間を超える延長保育 : 18時から 20時まで



※短時間認定の方がコアタイムを過ぎると、超過料金をいただく場合もあります。

保育の必要性の事由	保育必要量	備考
就労	標準時間 短時間	<ul style="list-style-type: none"> ・就労の最低基準は、常態として月 48 時間（目安として週3日かつ日中4時間）働いている場合です。 ・出産を控えている方は、「妊娠・出産」事由に該当する場合があります。 ・育児休業中の方は、入所希望月の翌月 1 日までに復職できる場合に申込みできます。育児休業中の方で転園が決まった場合も、復職が必須です（転居による遠距離解消が理由の転園は除く）。 復職については 31,32 ページ「保育施設利用に関するQ&A 妊娠・出産・育児休業のこと」を必ずご覧ください。
妊娠・出産	標準時間 短時間	<ul style="list-style-type: none"> ・お子さんが保育施設に在籍できる期間は、出産予定月の2か月前から出産した月の2か月後までです。 ・出産休暇明けに復職を予定している場合は、就労の要件で申込みことができます。 ・詳しくは、31,32 ページ「保育施設利用に関するQ&A 妊娠・出産・育児休業のこと」をご覧ください。
保護者の疾病・障害	標準時間 短時間	
同居親族等の介護・看護	標準時間 短時間	<ul style="list-style-type: none"> ・別居している方を介護・看護している場合は、「申立書」に理由をご記入ください。
災害復旧	標準時間 短時間	
求職活動	短時間 （採用内定がある場合は就労に準じる。）	<ul style="list-style-type: none"> ・入所後3か月以内に必ず、申請内容変更届及び就労（採用内定）証明書の提出が必要です。 ・就労開始が確認できない場合は、原則、退園していただきます。
就学・職業訓練	標準時間 短時間	<ul style="list-style-type: none"> ・趣味の講座やカルチャースクール、スクーリングのない通信教育などは対象外です。 ・常態として月 48 時間（目安として週3日かつ日中4時間）以上学習に専念している場合です。
その他区長が認めた場合	標準時間 短時間	

・実際お預かりする時間は、保護者の方との面談等を基に各保育施設が決定します。

4 申込み時の注意点

(1) 個人番号（マイナンバー）の記載等

マイナンバー制度の導入に伴い、保育施設の入所を希望する方は、「教育・保育給付認定申請書兼保育園等入園申込書」に個人番号（マイナンバー）の記載が必要になります。提出の際は、マイナンバーを記載していただくとともに、「番号確認」と「本人確認」が必要になりますので、以下の書類をご持参ください。

①番号確認に必要な書類： 申込者（保護者）の方のもの（以下のうち、いずれか1点）
・個人番号カード ・通知カード ・個人番号が記載された住民票の写し
②本人確認に必要な書類： 申込者（保護者）又は代理で申請にいらした方のも
(A) 1点でよいもの（公的機関が発行した顔写真入りのもの）
・個人番号カード ・運転免許証 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・在留カード 等
(B) 2点必要なもの
・健康保険証（※） ・介護保険証 ・年金手帳 ・生活保護受給者証 ・税金等、公共料金の領収書 等

●郵送及び認可保育施設で申込みをされる方は、上記①及び②の書類の写しを同封してください。

※ 健康保険証の写しを送付する場合は、あらかじめ保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキング（黒で塗りつぶす等）してください。

(2) 保護者以外の方が代理で申込みの場合

代理人による申込みの場合は、上記（1）①の写し及び②に記載の書類の他、委任状をご持参ください。

委任状と代理人の本人確認書類がないと、窓口受付時に申請書類に不備があっても、修正・加筆ができません。

(3) 郵送又は保育施設での申込み

郵送での申込みは、区役所保育課入園相談係宛に送付してください（申込受付期間内**必着**）。書留郵便など、配達記録の残る方法を推奨します。

保育施設での申込みは、**すべての書類を封筒などに入れた状態でご提出ください**。中身が見える状態での受付はできません。

郵送又は保育施設で申込みの場合は、締切日までにご提出いただいた書類のみで利用調整を行います。各家庭の事情に応じて必要となる書類は異なります。必ずご確認のうえ、すべての書類を揃えてご提出ください。

締切日は 12、15 ページ、必要書類は 17～19 ページをご参照ください。

なお、郵便法の改正に伴い、従来よりも郵便の到達に日数を要しています。余裕を持った提出をお願いします。

(4) 転園申込み

在園している保育施設から別の施設へ転園の申込みをする際には、新規で入所申込みをするときと同様に、すべての提出書類を揃えて、転園希望月の申込締切日までに提出していただくことが必要です。

●内定の場合

転園の申込みをして内定が出た場合、辞退することはできますが、在園中の保育施設には、転園が内定した段階で次に入所する方が決まっているため、戻ることができません。在園中の保育施設は退園となります。

●保留の場合

転園申請の際、希望保育施設に現在の在籍施設を記載した、しなかったにかかわらず、選考の結果転園が保留になった場合には、現在の在籍施設に引き続き通うことができます。退園の必要はありません。

(5) 4月入所の受付窓口についてのお願い

感染症拡大防止のため、区役所での申込受付会場の密集を避ける目的から、書類は事前にすべて記載したうえで、少人数での来庁にご協力をお願いいたします。

1次募集については、区ホームページで、混雑予想や受付状況をお知らせいたしますので、ご参照ください。

(6) 心身に障害や疾病のあるお子さんの申込み

保育施設の設備・環境はそれぞれ異なります。申込みをされる前にお子さんを連れて保育施設の見学に行き、お子さんの状況について施設にご相談ください。また、申込みに際して、9～11ページをご一読ください。

(7) 就労証明書等を就労先に依頼する保護者の方へ

リモート社会の実現に向けた取組として押印を不要とする国の方針に基づき、葛飾区では、就労証明書等への就労先事業者印の押印を不要としております。押印のない就労証明書等も、押印のあるものと同様に有効なものとして扱いますが、事業所名が記名されている就労証明書等又は就労証明書等に係る電子データを保護者の方が無断で作成し、又は改変を行ったときには、就労先事業者の押印がなくても、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪又は私電磁的記録不正作出罪が適用される可能性がありますので、ご注意ください。

(8) 葛飾区外への申込み（葛飾区民の方が葛飾区外の保育施設を希望する場合）

《申込み前の確認事項》

希望保育施設のある自治体に、事前に次の事項を確認してください。

- ① 必要書類 ② 申込みの締切日 ③ 希望する保育施設の空き状況 ④ 申込みの注意点

このとき、葛飾区在住であること、当該自治体への転居予定の有無等の状況を必ずお伝えください。

《申込み方法》

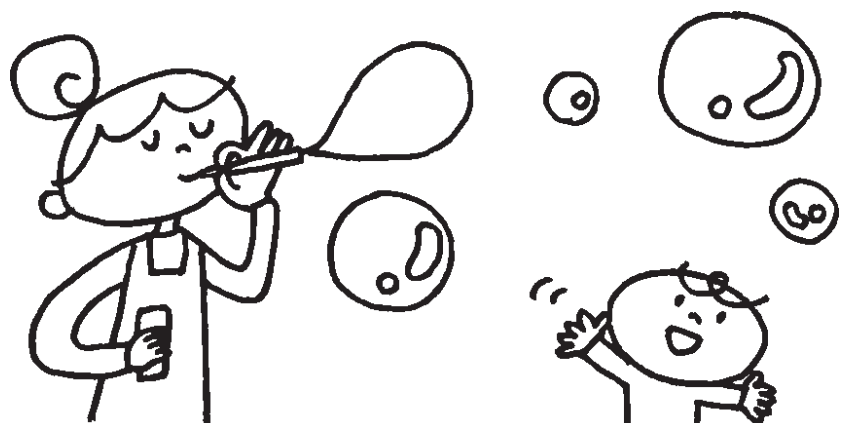
	1. 転出予定あり	2. 転出予定なし
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> 原則は転出先自治体の申込書類一式 転出先の不動産売買・賃貸契約書の写し（入所希望月の前月末までの入居日が分かる書類） 令和4年度住民税課税（非課税）証明書（令和5年4月から8月に入所希望の場合） 令和5年度住民税課税（非課税）証明書（令和5年9月以降に入所希望の場合） 	<ul style="list-style-type: none"> 原則は希望保育施設のある自治体の申込書類一式 葛飾区の書式による「重要事項確認及び同意書」
受付	葛飾区	
申込締切	希望保育施設のある自治体の締切日の1週間前までに必ず葛飾区に書類を提出してください。	
選考	希望保育施設の自治体で行います。	
結果通知	葛飾区から	
転出後の手続き	転出後、転入先の自治体で再度手続きが必要になります。	

- 必要書類は申込み自治体ごとに異なります。表に記載した内容以外の書類が必要なこともありますので、必ず事前に希望保育施設のある自治体にご確認ください。
- 希望保育施設のある自治体に転出予定がない場合や、必要書類に記載漏れ及び不足があった場合、申込み自体ができない、又は選考において減算の対象になることがあります。

(9) 葛飾区外からの申込み（葛飾区外にお住まいの方が葛飾区の保育施設を希望する場合）

	1. 転入予定あり	2. 転入予定なし
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> 葛飾区の申込書類一式（区ホームページからダウンロードできます） 葛飾区の転入先住所が確認できる不動産売買・賃貸契約書の写し（住所、氏名、入所希望月の前月までの入居日が分かる書類）（※） 状況に応じて必要な提出書類（18～19 ページを参照） <p>※ 祖父母宅等に同居する場合は、同居同意書を提出してください。書類は区ホームページからダウンロードできます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現住所地の自治体の申込書類 葛飾区の書式による <ul style="list-style-type: none"> 教育・保育給付認定申請書兼保育園等入園申込書 重要事項確認及び同意書 児童の健康状況表－1・2（区ホームページからダウンロードできます） 状況に応じて必要な提出書類（18～19 ページを参照） <p>○父母のいずれかが求職活動（内定有りを除く）の場合は、申込みができません。</p>
受付	現住所地の自治体	
申込締切	葛飾区の締切日1週間前までに現住所地の自治体に書類を提出してください。	
選考	葛飾区で行います。	
結果通知	現住所地の自治体から	
転入後の手続き	<p>入所希望月の前月の最終営業日までに転入手続きを済ませたうえで、葛飾区役所4階401子育て支援窓口（入園相談係）にお越しください。転入が確認できない場合、内定が取消しとなることがあります。</p>	/

- 葛飾区内に転入予定がない（転入することが分かる書類が添付されていない場合も含む）と、選考において減算の対象になる場合があります。
- 葛飾区内の保育施設は葛飾区民の利用が優先されますので、転入予定のない方につきましては、各年齢の定員に一定数以上の空きがある場合に限り利用調整（入所選考）を行います。詳細は葛飾区保育課入園相談係にお問い合わせください。
- 転入予定のない方の4月入所申込みは3次募集からの受付となります。1次募集、2次募集でお申込みいただくことはできません。また、父母のいずれかが求職活動（内定有りを除く）の要件は申込対象外となります。



5 心身に障害や疾病のあるお子さんの入所

心身に障害のあるお子さんや通院治療中のお子さん等、配慮を要するお子さんについて、集団保育が可能と判断した場合には、保育施設における集団保育を通じ、健やかな発達を促します。

医療的ケアの必要なお子さんの入所に関するご案内は、10～11 ページをご覧ください。

●対象となるお子さん

保育の必要性があり、かつ医療行為（与薬を含む）を必要とせず、区が「集団保育可能」と判断したお子さん

●入所の申込みについて

- ・保育施設の設備・環境はそれぞれ異なります。申込みをされる前にお子さんを連れて見学に行き、お子さんの状況について各施設にご相談ください。なお、保育施設では専門的、個別の訓練や医療行為は行っておりません。
- ・申込みの前に、入所について必ず主治医に相談し、「児童の健康状況表-1」にその内容を詳しくご記入ください。
- ・申込みの際に、お子さんの健康状況を詳しくお聞きいたしますので、区役所 401 子育て支援窓口へ直接、ご来庁いただき申込みをしてください。郵送や認可保育施設での申込みはできません。

●お子さんの状況により診断書・主治医の意見書の提出が必要になる場合

疾病等で長期にわたり通院治療中及び経過観察を受けている場合は、病院の書式による「主治医の意見書」等を提出していただきます。病院によっては、「診断書」や「指示書」等と呼ぶ場合もあります。意見書の内容が、入所の判断に必要なものになりますので、必ず申請書に添付していただきますようお願いいたします。健康状況が変わった時は、随時提出が必要です。「主治医の意見書」には、以下の記載が必要事項となります。

【主治医の意見書に必要な内容】

- 1 病名・障害（合併症・病歴 等）
- 2 現在の心身状況（通院状況・経過観察状況・今後の治療予定・介助や配慮を必要とする状況 等）
- 3 同年齢児童と一緒に集団保育を行う環境での生活が可能であること
〔 通所施設で気をつけなければいけないこととして、感染症の流行時の対応や体力、
運動面等での配慮、生活や遊びの場面での配慮 等 〕
- 4 保育施設での医療行為（与薬を含む）の必要がないこと

- ・疾病等のあるお子さんには、健康管理に配慮できる看護師・准看護師が配属されている0歳児クラスのある保育施設に調整させていただくことがあります。55～58 ページの認可保育所・認定こども園一覧をご確認ください。
- ・欠員があっても受け入れ体制が整わず、入所をお受けできない場合や入所希望の保育施設を調整させていただくことがあります。
- ・申込みや提出書類についてご不明な点は、区役所 401 子育て支援窓口にご相談ください。

●申込み後について

- ・入所の可否について利用調整にて判断しがたい場合は、利用調整前に集団保育が可能かどうかの状況を確認（これを行動観察といいます）させていただき、入所の可否を決定します。
- ・保育時間につきましては、お子さんの健康状況・保育施設の保育体制によって決めさせていただくことがあります。
- ・記入内容に事実と異なることが判明した場合は、入所できない場合があります。

●入所後の行動観察について

- ・集団の中で安全にお預かりするため、入所後のお子さんの様子を観察させていただく場合があります。

6 医療的ケアを必要とするお子さんの保育

疾病・障害があり、日常生活を営むうえにおいて保育施設での医療行為が必要な状態にあるお子さんについて、集団保育が可能と区が判断した場合に、公立保育園においてお子さんの受入れをいたします。

医療的ケアを必要とするお子さんの保育を希望される場合、**入所申込み前に必ず事前相談（要予約）が必要です。**次ページ「申請から入所までの流れ」をご覧ください。

●保育施設で対応可能な医療的ケア

- | | |
|---------------------------|--------------------|
| ① 痰の吸引（口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部） | ② 定時の薬液吸入 |
| ③ 気管切開部の管理 | ④ 経管栄養（経鼻・胃ろう・腸ろう） |
| ⑤ 導尿 | ⑥ 血糖測定、インスリン注射 |

上記医療的ケアを対象とし、入所審査会にて受入れの可否を審査します。

●対象となるお子さん

保育を行うにあたり医療行為が必要なお子さんで、以下のすべての要件に該当すること。

- ① 入所を希望する年度において、1歳児クラス以上であること。
- ② 家庭での生活において状態が安定していること。
- ③ 医療的ケアが日常生活の一部として保護者およびお子さんに定着していること。
- ④ 集団保育が可能であると認められること（入所審査会で区が判定します。）。
- ⑤ 区内在住または入所希望月の前月末までに区内に転入予定があること（※）。

※転入予定がある方の申込みについては、受付先は現住所地の自治体です（⇒8ページ）。申込みの受付とは別に、窓口での事前面談および区役所または希望保育施設での行動観察にお越しいただくことが必要となります。

●受入可能施設および定員数

看護師の配置されている公立保育所で、**3名（1施設1名まで）** 受入れます。

詳しくは事前相談時にお子さんの状態をお伺いしたうえでご案内します。

●申込み受付期限

- ①令和5年4月入所（1次募集のみ。2次、3次募集の受付はありません。）

令和4年12月9日（金）

- ②令和5年5月以降入所（随時入所）

個別にご相談ください。

行動観察および審査会を事前に実施する都合上、締切日に余裕をもってのお申込みにご協力をお願いします。申込み期限までに書類が揃わない場合や審査会までに行動観察を実施できない場合、審査ができないため、選考の対象外となることや、次月以降の選考に回っていただくことがあります。

また、随時入所（令和5年5月以降）の申込みも随時受付けますが、入所選考（利用調整）は定員（3名）に空きがある場合のみ行われます。

●必要書類

通常の申込書類（17～19ページ「10 提出書類」参照）のほか、以下の資料をご提出ください。

- ・主治医の診断書（医療機関様式で可、「集団保育が可能」である旨の記載があるもの）
- ・主治医記載の指示書（ケア内容ごとに様式が異なります。事前面談時に窓口でお渡しします）
- ・医療的ケア実施申請書（窓口でお渡しします）

●申請から入所までの流れ



【医療的ケアが必要な児童の保育に関するお問い合わせ先】

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| 事前相談、行動観察、入所審査会に関する事 | ⇒ 保育課保育管理係 5654-8269 |
| 申込み方法、利用調整(入所選考)に関する事 | ⇒ 保育課入園相談係 5654-8278～9 |

7 令和5年度4月入所児の募集

申込受付期間		受付場所
1次募集	令和4年11月16日（水）から12月9日（金） 8時30分から17時まで *水曜のみ19時30分まで	葛飾区役所7階 701・702会議室
	令和4年12月4日（日） 9時から16時30分まで	
	令和4年11月16日（水）から12月2日（金） 8時30分から17時まで	認可保育所、認定こども園 （保育施設は預かりのみ）
2次募集	令和5年1月27日（金）から2月6日（月） 8時30分から17時まで *水曜のみ19時30分まで 空き状況は、1月末頃に区ホームページでお知らせします。	葛飾区役所4階401 子育て支援窓口
3次募集	令和5年2月20日（月）から2月28日（火） 8時30分から17時まで *水曜のみ19時30分まで 空き状況は、2月下旬頃に区ホームページでお知らせします。	葛飾区役所4階401 子育て支援窓口

- いずれも土曜・日曜・祝日を除く。12月4日のみ休日に受付を行っています。
- 家庭的保育事業所（保育ママ）・小規模保育事業所では申込みの受付は行っておりません。
- 申込みの際の注意点を6、7ページに記載しておりますので、よくお読みください。
- 1次募集で「施設に空きがないため」等の理由により保留となった施設で、内定辞退等により空きが発生した場合は、2次募集以降で他の児童が内定することがあります。
- 2次及び3次募集は、それぞれ1次及び2次募集までで保留となっている方は自動的に選考の対象となります。希望する保育施設を変更する場合は、「希望保育園等変更届」の提出が必要です。

以下に該当する場合は、対象のページをよくお読みいただいたうえでお申込みください。

- ・認定こども園、家庭的保育事業所（保育ママ）、小規模保育事業所を希望する場合・・・・・・・・・・ 33～39ページ
- ・葛飾区外にお住まいの方が葛飾区の保育施設の申込みをする場合・・・・・・・・・・ 6～8ページ

【未出生児の申込み】

認可保育所・認定こども園の4月入所のみ、未出生でも産休明け保育を実施している保育施設に申込みできます。家庭的保育事業所（保育ママ）、小規模保育事業所、予約入所は未出生での申込みができません。受付期間及び提出書類は通常の4月入所と同じですが、集団保育が可能かどうかを確認するため、出生後、以下の表を参考に書類を追加で提出してください。届出がない場合、4月の利用調整の対象となりません。

	申込みが可能な 出産予定日	選考の対象となる 出産日	出生後提出が必要な書類	左記書類の提出期限
1次募集	～2月3日（金）	～1月12日（木）	①申請内容変更届 ②お生まれになったことが分かる書類 （出生届出済証の写し等） ③児童の健康状況表－1・2（※）	1月13日（金）
2次募集	～2月24日（金）	～2月3日（金）		2月6日（月）
3次募集	～2月24日（金）	～2月3日（金）	不要（出生後に申請）	～2月24日（金）

（※）『児童の健康状況表－1・2』提出後に、病気等が判明し健康状況が変わった場合は、改めて『児童の健康状況表-1・2』の提出が必要です。速やかにご連絡及び書類をご提出ください。

入所内定後の面接と健康診断により、児童の障害・疾病等の症状から集団保育が困難であると判断した場合は、内定を取消することがあります。また、4月の利用調整の対象とならない場合でも、5月以降の利用調整に反映させるため、出生後、表に記載の①②③の書類を提出してください。

4月入所 申込み後の流れ



* 郵便法の改正により、従来よりも通知の到達に日数を要しています。

発送から到達までに数日程度かかる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

8 育児休業明けの0歳児クラス予約入所

予約入所は、育児休業から職場復帰される時期に合わせて5月から10月までの入所を事前に内定し、安心した育児休業の取得とスムーズな職場復帰ができるようにすることを目的とした制度です。

(1) 申込受付期間と受付場所

申込受付期間	受付場所
令和4年11月16日(水)から12月9日(金) 8時30分から17時まで *水曜のみ19時30分まで	葛飾区役所4階401 子育て支援窓口
令和4年12月4日(日) 9時から16時30分まで	

- いずれも土曜・日曜・祝日を除く。12月4日のみ休日に受付を行います。
- 郵送及び各保育施設での受付は行っておりません。

(2) 予約入所対象者

以下の①～④をすべて満たす方のみお申込みいただけます。

- ① 葛飾区内にお住まいの方（申込日から保育開始日まで継続して区内に居住していることが必要です。）
- ② 法に基づく育児休業を取得して、育児休業給付金を受給している方（受給予定も含む。）
- ③ 申込みをするお子さんの満1歳の誕生日を迎える月まで（5～10月の間）に入所を希望する方
- ④ 入所月の翌月1日までに職場復帰が可能な方（転職では入所できません。）

(3) 予約入所実施施設

55～58 ページ「認可保育所・認定こども園一覧」にてご確認ください。

(4) 予約入所申込み時の注意事項

- 6～8ページ「申込み時の注意点」をよく読んでお申込みください。
- 申込みできる施設は、1園のみです。
- 4月入所と重複しての申込みや、未出生児の申込みはできません。
- 優先して籍を確保するため、予約入所した年度内は転園申込みができません。
- 転居等のやむを得ない事情を除き、予約入所内定後の入所辞退、変更はできません。

(5) 予約入所申込みの流れ

①教育・保育給付認定申請・入所申込	<p>保育の必要性の認定と、保育所の入所申込みを同時に行うことができます。申込みに必要な資料は、17～19ページの「提出書類」をご確認ください。後日、支給認定証を郵送します。</p> <p>窓口受付の際、予約入所が保留の場合の取扱いについて、以下の①～③から選択していただきます。（①と②については、希望保育施設の記入が必要です。事前にご確認ください。）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 育児休業を切り上げ、4月の入所申込みに切り替える ② 5月以降の入所希望（随時入所）に切り替える ③ その年度は保育施設の申込みをしない
②利用調整	<p>利用調整の結果、同一算定指数の方が定員を超えた場合には、公開抽選により決定します。後日該当者に会場・日時をお知らせします（来場されなくても抽選結果には影響しません。）。</p>
③利用調整結果通知	<p>郵送にて利用調整結果を通知します。発送は1月中旬頃の予定です。</p>
④児童の健康状況表提出	<p>お子さんの健康確認のため、入所予定月の2か月前の状況を「児童の健康状況表-1・2」に記入し、入所予定月の前月1日までに再提出してください。</p>
⑤予約内定	<p>入所予定月の前月20日頃、区から電話で連絡します。電話の後、内定した保育施設へ連絡をし、面接と健康診断の日程を調整してください。内定した保育施設との面接と健康診断を受けていただき、集団保育が可能かどうかや実際の保育時間を決定します。なお、お子さんの状況によっては、「主治医の意見書」を提出していただくことがあります。この面接と健康診断を受けない場合や、健康診断により児童の障害・疾病等の症状から集団保育が困難であると判断した場合は、内定を取消することがあります。</p>
⑥入所決定	<p>入所が決定した場合は、郵送にて保育実施決定通知書を送付します。毎月の保育料が記載されていますので、ご確認ください。</p>
⑦入所後	<p>入所月の翌月1日までに復職し、『復職証明書』を職場に記載してもらってください。復職証明書は、入所した翌月15日を目安に保育課入園相談係までご提出ください（郵送または窓口）。</p>

9 令和5年5月～令和6年1月入所児の募集（随時入所）

（1）各月の申込締切日と受付場所

入所希望年月	申込締切日	受付場所
令和5年5月	令和5年 4月10日（月）	葛飾区役所4階 401 子育て支援窓口
令和5年6月	令和5年 5月10日（水）	
令和5年7月	令和5年 6月 9日（金）	
令和5年8月	令和5年 7月10日（月）	
令和5年9月	令和5年 8月10日（木）	
令和5年10月	令和5年 9月 8日（金）	
令和5年11月	令和5年10月10日（火）	
令和5年12月	令和5年11月10日（金）	
令和6年1月	令和5年12月 8日（金）	
令和6年2、3月の随時入所の募集はありません。		

○公立保育所でも申込みの受付が可能です。

公立保育所への提出は各月5日（5日が土・日・祝日の場合は直前の平日）が締切日となります。私立保育所、家庭的保育事業所（保育ママ）、小規模保育事業所では受付を行っていません。

（2）申込み時の注意事項

- 6、7ページ「申込時の注意点」をよく読んでお申込みください。
- 募集予定人数（空き状況）は、入所希望月の前々月25日頃に区ホームページに掲載します。ただし、5月随時入所のみ、4月1日頃に募集予定人数（空き状況）をお知らせします。
- 急な退園等で空きが発生することもあるため、申込み時に空きのない施設でも申込みは可能です。
- 2、3月の随時入所の募集受付はありません。空き状況の更新もありません。
- 4月入所の申込受付期間中（令和4年11月16日から12月9日）は窓口が大変混雑するため、当該期間中の令和5年5月以降の随時入所の申込みはご遠慮願います。

以下に該当する場合は、対象のページもよくお読みいただいたうえでお申込みください。

- ・認定こども園・家庭的保育事業所（保育ママ）・小規模保育事業所を希望する場合 33～39 ページ
- ・葛飾区民で区外の保育施設の申込みをする場合 7ページ
- ・葛飾区外にお住まいの方で葛飾区の保育施設の申込みをする場合 8ページ

（3）公立保育所の募集について

公立保育所では、保育の需要と供給の調整を行い、地域の保育基盤を支えています。

近年、葛飾区全体で保育需要が減少していることから、安定的な保育の需要と供給のバランスを保つために、私立保育所の募集定員で保育需要を補える場合には、随時入所における公立保育所の募集を停止します。募集を停止・再開する際は、区ホームページにてお知らせいたしますので、そちらをご覧ください。

なお、在園児の兄弟姉妹の入所を希望する場合や、心身に障害や疾病がある児童の入所を希望する場合は、停止中であっても入所できる可能性があるため、あらかじめご相談ください。ただし、施設の体制や入所希望状況によっては、入所できない場合もございます。

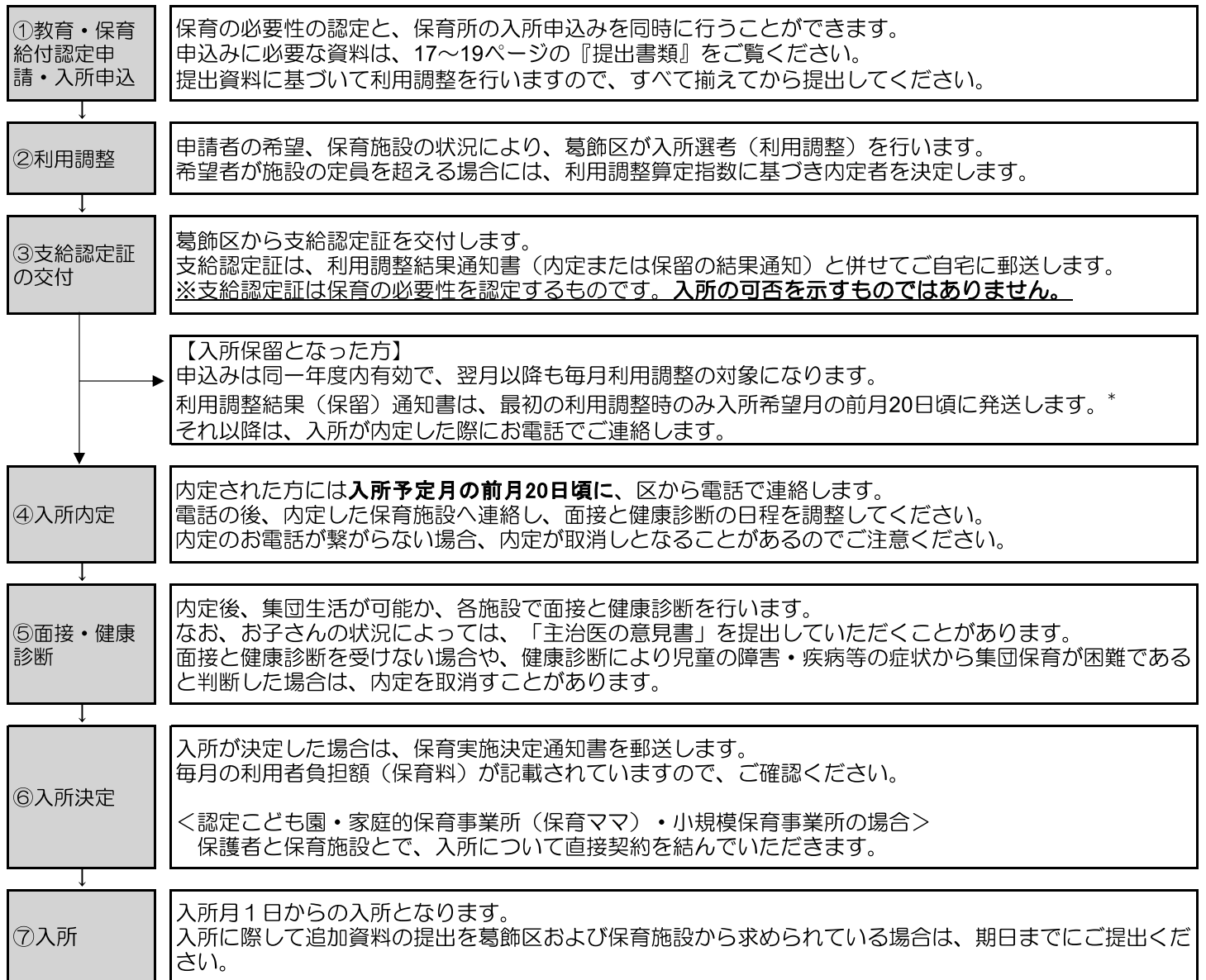
また、募集停止中であっても公立保育所への申込み自体は可能です。

最新の空き状況は

こちらから



(4) 随時入所の申込みの流れ



*郵便法の改正に伴い、従来よりも郵便物の到達に日数を要しています。

発送から到達までに数日かかる場合もありますのでご了承ください。

10 提出書類

教育・保育給付認定申請と入所・転園の申込みにあたっては、以下の書類が必要となります。

申込書類は、区役所4階401子育て支援窓口及び各区民事務所、認可保育施設で配布しているほか、区ホームページからもダウンロードできます。

一度提出された書類はお返しできません。控えが必要な場合は、提出前に必ずコピーをお取りください。

兄弟姉妹同時に申込みをする場合の書類は、一組で構いません。ただし、「児童の健康状況表－1・2」は兄弟姉妹それぞれの分が必要です。

保育施設で申込みをされる場合は、すべての書類を封筒に入れ、中身が見えないようにしてご提出ください。

(1) 共通提出書類【提出必須】

①教育・保育給付認定申請書兼保育園等入園申込書

②児童の健康状況表－1・2（提出後、お子さんの健康状況に変化があった場合（病気治療中・入院治療中等、配慮を要する事情）は、改めて「児童の健康状況表－1・2」の提出が必要です。）

③重要事項確認及び同意書

④提出書類確認票

これら4つの書類は、提出が必須となっていますので、**書類不足や不備の場合は、利用調整の対象となりません。**

(2) 保育の必要性を確認するための資料

保育を必要としている状況を確認するための資料です。証明書類は申込日より3か月以内に発行されたものに限り、証明内容に虚偽があった場合は、入所内定を取消す場合があります。また、申込時の就労状況（勤務先・就労日数・勤務時間等）が入所後も継続するものとして利用調整するため、入所内定後又は入所時点で、転職等により就労状況に著しい変更があった場合は、内定取消又は退園となる場合があります。申込み後、入所までに就労状況等に変更があった場合は、速やかに届出をしてください。

●必ず提出していただくもの

父・母及び20歳以上65歳未満かつ申請日時点で父母とマンション・アパート等同一の建物（別の居室に居住する場合を含む）に居住する親族（内縁含む）の分も必要です。 （注）世帯が別であっても、同一の建物に住んでいる場合は提出が必要です。		
保育の必要性	必要な提出書類	
就労	外勤 （法人格を有している自営業含む）	「就労（採用内定）証明書」 育児休業取得中の方は、「就労（採用内定）証明書」及び「育児休業取得証明書兼同意書」（どちらの証明書も、就労先の人事等担当者が記載したものに限り、）
	自営業（個人事業主）・内職 （親族が経営主の場合を含む）	「就労状況申告書＜自営業・内職用＞」 自営業の方は、直近の確定申告書（第一表・第二表）か源泉徴収票の写し 又は、仕事内容や資格がわかるもの（営業許可証、開業届等公的機関への手続きを行っていることがわかる書類。これらが無い場合には、開業していることを確認できるパンフレット、チラシ等の写し） 内職の方は、受注伝票や内職収入が分かる資料
妊娠・出産	「申立書」及び「母子健康手帳（分娩予定日の記載箇所）」の写し	
疾病・障害	「申立書」及び「診断書（保育に当たることができない旨が記載されていること）」 又は各種手帳の写し	
介護・看護	「申立書」及び「通院や介護の状況がわかる資料」	
災害復旧	「申立書」及び「り災証明書」の写し	
求職活動	内定有り	「就労（採用内定）証明書」又は「就労状況申告書＜自営業・内職用＞」
	内定無し	「申立書」及び求職活動を証明する資料（ハローワークカード、派遣登録証等）
就学・職業訓練	「申立書」及び「在学証明書」と「時間割」の写し	

- 状況に応じて提出していただくもの（保育施設の利用調整基準指数に調整加算される場合があります。）

世帯の状況	必要な提出書類
生活保護世帯	「生活保護受給証明書」の写し
父母又は父母のひとりが不存在	「児童扶養手当証書」・「ひとり親医療証」・「児童育成手当認定通知書」のいずれかの写し。これらに該当しない場合は、「全部事項証明書（戸籍謄本）（親、子の分）」の写し及び「世帯状況確認書」
父母のどちらかが3か月以上単身赴任している	「単身赴任・海外勤務証明書」（期間・赴任先が明記されているもの） ※加算の対象になるのは、入所希望月以降もその状態が継続する場合に限りです。
申込み児童を2か月以上認証保育所、認可外施設等（有償の施設・サービスに限る）に、継続的に週4日以上、1日6時間以上、入所月の前月まで預けている場合	「受託証明書」（申請時に育児休業取得中の方は対象外） ※加算の対象になるのは、証明日時点で、育児休業を取得しながら預けていた期間を除き、2か月以上預けている場合に限りです。
保護者又は保護者と同一世帯に以下の手帳や手当等を所持・受給している方がいる場合 「身体障害者手帳」・「精神障害者保健福祉手帳」・ 「愛の手帳」・「特別児童扶養手当」・「障害基礎年金」	「該当する手帳・証書等の写し」
求職中ではあるが、申込み時より5か月以内の時点で1年以上の就労実績がある場合	「離職票」の写し又は「給与明細書」等の写し
令和4年1月1日時点で葛飾区に住民登録がない方で、4月から8月に入所を希望する場合 （区外からの申込みも含む）	書類提出の必要はありません。 マイナンバーによる他自治体への税照会を希望しない場合及び税情報が取得できない場合は、「令和4年度住民税課税（非課税）証明書」の写しをご提出ください。 海外に在住していた方は、「収入申告書」
令和5年1月1日時点で葛飾区に住民登録がない方で、9月以降に入所を希望する場合又は4月から8月は保留になったが、9月以降も入所を希望する場合 （区外からの申込みも含む）	書類提出の必要はありません。 マイナンバーによる他自治体への税照会を希望しない場合及び税情報が取得できない場合は、「令和5年度住民税課税（非課税）証明書」の写しをご提出ください。 海外に在住していた方は、「収入申告書」
認定こども園を希望する場合（教育部門（1号認定）に在籍中で、保育部門（2号認定）を希望する場合も含む）	「施設確認証明書」 詳細は33ページ「認定こども園」をご覧ください。
父母のどちらかが、区内の保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所・認証保育所）で、保育士・保育教諭・看護師・栄養士として勤務している（予定も含む）	「保育士証」・「幼稚園教諭免許状」・「看護師免許証」・ 「栄養士免許証」の写し
未出生児の申込みをする場合	母子手帳の出産予定日を記入するページのコピー

- 育児休業明けの0歳児クラス予約入所の申込みをされる方、郵送で申込みされる方は次のページも必ずご覧ください。

申請書類のダウンロードはこちらから
「令和5年度 保育施設利用申込書」
「保育園関係その他の書類」



(3) 育児休業明けの0歳児クラス予約入所の申込みには、(1)(2)の他に以下の書類が必要です。

<p>会社員の方 公共職業安定所（ハローワーク）の発行する「育児休業給付受給資格確認通知書」 又は「育児休業給付金支給決定通知書」の写し</p> <p>公務員の方 育児休業を取得している保護者の健康保険証の写し ※健康保険証の写しを提出する際は、あらかじめ保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキング（黒で塗りつぶす等）してください。</p> <p>※誕生日等の関係で、申込み時点でこれらの書類及び「育児休業取得証明書兼同意書」を提出できない場合は、令和5年3月31日（金）までに必ずご提出ください。</p>

(4) 郵送で申込みされる方は、以下の書類の写しを同封してください。

申込者（代表保護者）の方の書類の写し		
①個人番号確認		個人番号カード、個人番号通知カード、個人番号が記載された住民票のうちいずれか1点
②本人確認	1点でよいもの	本人の顔写真付きの公的証明書 例：個人番号カード、運転免許証、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、在留カード 等
	2点必要なもの	例：健康保険証（※）、介護保険証、年金手帳、生活保護受給証、税金等・公共料金の領収書 等

※ 健康保険証の写しを送付する場合は、あらかじめ保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキング（黒で塗りつぶす等）してください。

(5) 申込み中に変更があった場合の提出書類

以下のような場合は、利用調整に影響することがありますので、速やかに届出してください。

各種様式は、区役所4階401子育て支援窓口及び区ホームページ等でご用意しています。

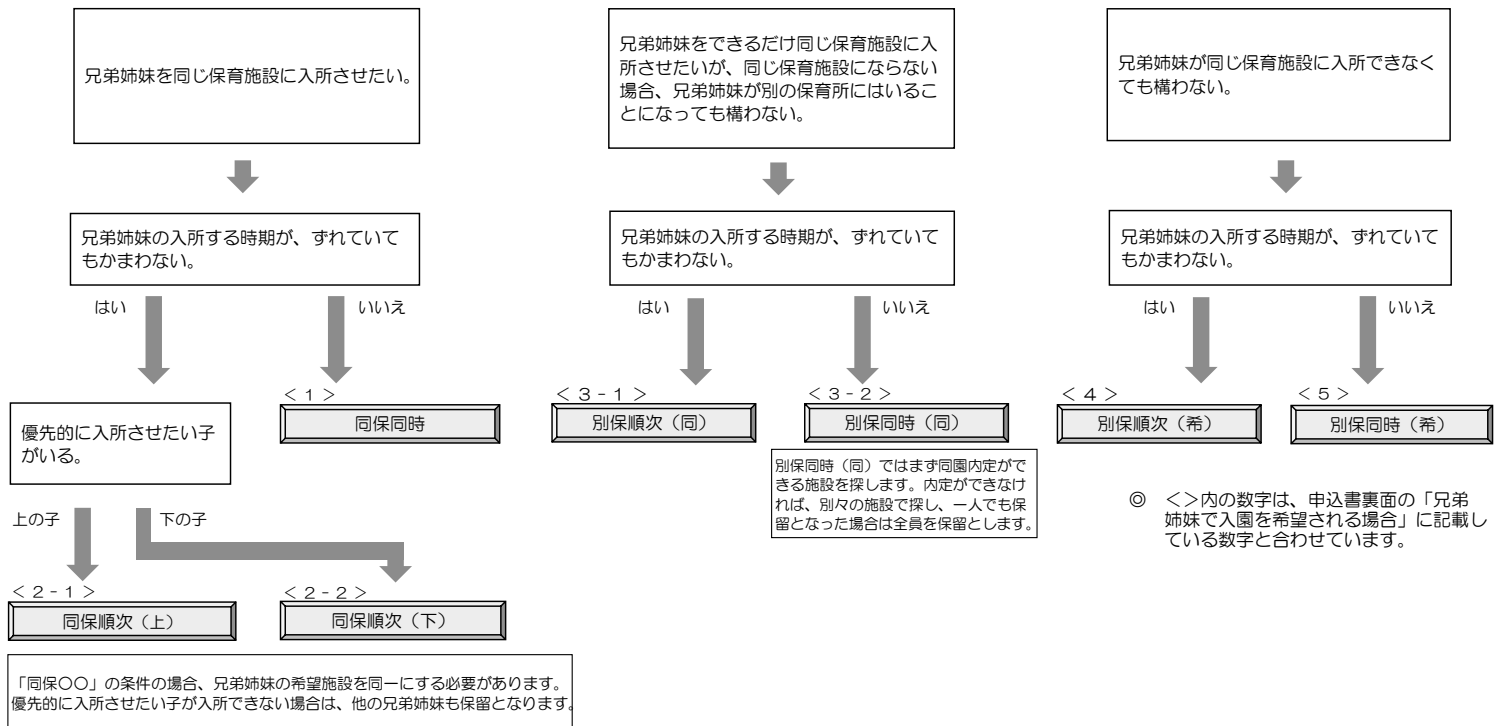
変更の内容	必要な提出書類
区内転居したとき。	「申請内容変更届」
区外に転出したとき。	「保育園等入園辞退・取下届」*1,*2（任意様式でも可）
勤務先が決まった又は変わったとき。	「申請内容変更届」及び「就労（採用内定）証明書」
就労を開始したとき（復職したとき）。	「就労（採用内定）証明書」（復職の場合は、「復職証明書」）
就労を開始して1か月以上たったとき。	「就労（採用内定）証明書」等 （就労実績が記載された証明書又は給与明細書の写し）
世帯員の増減があったとき。	「申請内容変更届」及び変更内容がわかる資料
その他、家庭の状況に変化があったとき。	「申請内容変更届」及び変更内容がわかる資料
入所を希望する保育施設を変更したいとき。	「希望保育園等変更届」
入所申込みを取り下げたいとき。	「保育園等入園辞退・取下届」*2（任意様式でも可） ※申込締切後は提出時期により入所辞退の取扱いとなる場合があります。

*1 転出後も引き続き入所を希望する場合は、転出先の自治体で改めて手続きが必要です（⇒8ページ）。

*2 保育園等入園辞退・取下届は、WEB上で提出が可能です。詳しくは区ホームページをご覧ください。

12 兄弟姉妹同時申込みの方

「教育・保育給付認定申請書兼保育園入園申込書」の「兄弟姉妹で入園を希望される場合」の兄弟姉妹の入所条件については、下記の表でご確認ください。



【注意】

① 「別保順次(同)」、「別保同時(同)」を選択した場合

上の子		下の子	
1. A 保育園	○	1. B 保育園	○
2. B 保育園	○	2. A 保育園	○

このような選考結果のとき、2人とも A 保育園、B 保育園いずれにも入所できる状態ですが、上の子の希望順位が優先となり、2人とも A 保育園に内定となります。

② 「～順次」を選択した場合

兄弟姉妹のうち1人のみが入所となる場合があります。1人のみしか入所できなかった場合でも、就労が要件で育児休業取得中の方は、入所月の翌月1日までに復職が必要です。

③ 3人以上の同時申込みで、「同保順次(上又は下)」を選択した場合

兄弟で同じ施設に入所できない場合、優先的に入所となるのは一番上又は下のお子さんです。真ん中の子を優先することはできません。

13 利用調整

利用調整とは

保護者やご家族の方の就労状況や病気・心身の障害の程度、家庭の状況等に応じて、お子さんごとの保育の必要性を「指数」として設定し、指数の高い（保育の必要性が高い）お子さんから順に内定施設を決定することを言います。

- 利用調整は先着順ではありません。また、希望する保育施設の数や希望順位による指数の有利・不利はありません。
- 指数の設定及び利用調整は、各入所希望月の申込締切日（必着）までに提出された書類に基づき行います。申込締切日を過ぎて到着した書類は、翌月入所の利用調整から反映します。

(1) 基準指数

提出された書類をもとに『利用調整基準指数表』（23 ページ）へ保護者のそれぞれの状況をあてはめ、指数の合計を世帯の「基準指数」とします。保護者がひとり親のときは、18 ページに記載の「父母のひとりが不存在」で必要となる書類を提出された場合に限り、その方の基準指数に「20」を加算したものを基準指数とします。

保護者の保育の必要性が2つ以上ある場合は、主たる事由をもって基準指数とします。

就労を事由とした申込みをする場合は、勤務条件や勤務実績等を確認し、基準指数を決定します。

(2) 調整指数

提出された書類や世帯の状況が『調整指数表』（24 ページ）の条件に該当する場合、加算・減算します。

(3) 算定指数

基準指数に調整指数を加算・減算したものが「算定指数」です。この算定指数の高いお子さんから入所を内定します。

「基準指数」 + 「調整指数」 = 「算定指数」 →利用調整で使用します。

「算定指数」が同点の場合は、以下の優先順位を判断し、入所を内定します。

優先 順位	同点時の優先項目
1	3歳児クラスの4月入所申込みにおいて、申込児童を2歳児クラス終了まで連携園（卒園後の受入れ先）が設定されていない地域型保育事業（家庭的保育事業所、小規模保育事業所等）に預けている世帯
2	基準指数の高い世帯
3	兄弟姉妹が同時に新規申込みをしている世帯（引越等による遠距離解消のための転園を含む。【※1】） （家庭的保育事業所（保育ママ）、小規模保育事業所から連携園への入所が内定している2歳児クラスの児童を含む【※2】）
4	新規申込みの世帯（引越等による遠距離解消のための転園を含む。【※1】）
5	申込み児童に障害がある世帯（各種手帳の交付を受けている場合に限る。）
6	保護者が、区内の以下の保育施設で正規職員として勤務している（予定も含む）世帯 〔認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、認証保育所、幼稚園（長時間預かり保育実施園に限る）、認可外保育施設（都の指導監督基準を満たしたベビーホテル）、学童保育クラブ〕
7	階層が低い世帯（同一階層の場合は、所得割課税額の低い世帯）【※3】
8	利用を希望する保育施設の希望順位の高い世帯
9	保育料の滞納がない世帯
10	令和5（2023）年度の入所を辞退していない世帯
11	就労時間の多い世帯

【※1】 遠距離とは、自宅からおおむね半径2キロメートルを超える場合

【※2】 連携園に4月から入所することが内定している場合で、4月の利用調整に限る。

【※3】 必要な税資料の提出がない場合や税の申告がなく課税額が確認できない場合は、最高階層として選考する。

14 利用調整基準指数表

項	保護者の状況			指数	
	類型	細目			
1	居宅外で就労をすることを常態としている場合、又は、居宅内で日常の家事以外の就労をすることを常態としている場合で、自ら事業を営む者である場合	(1) 1月の就労日数が20日以上 のとき。	1日の就労時間が8時間以上のとき。	20	
			1日の就労時間が6時間以上8時間未満のとき。	18	
			1日の就労時間が4時間以上6時間未満のとき。	15	
			1日の就労時間が4時間未満のとき。	14	
		(2) 1月の就労日数が16日以上 20日未満のとき。	1日の就労時間が8時間以上のとき。	18	
			1日の就労時間が6時間以上8時間未満のとき。	16	
			1日の就労時間が4時間以上6時間未満のとき。	14	
			1日の就労時間が4時間未満のとき。	13	
		(3) 1月の就労日数が12日以上 16日未満のとき。	1日の就労時間が8時間以上のとき。	16	
			1日の就労時間が6時間以上8時間未満のとき。	15	
			1日の就労時間が4時間以上6時間未満のとき。	13	
			1日の就労時間が4時間未満のとき。	12	
		(4) 1月の就労日数が12日未満のとき。		11	
2	居宅内で日常の家事以外の就労をすることを常態としている場合	(1) 自ら事業を営む者と同居する者 で、その事業者の事業に従事する とき。	(ア) 1月の就労日数が20日以上 のとき。	1日の就労時間が8時間以上のとき。	19
				1日の就労時間が6時間以上8時間未満のとき。	17
				1日の就労時間が4時間以上6時間未満のとき。	14
				1日の就労時間が4時間未満のとき。	13
		(イ) 1月の就労日数が16日以上 20日未満のとき。	1日の就労時間が8時間以上のとき。	17	
			1日の就労時間が6時間以上8時間未満のとき。	15	
			1日の就労時間が4時間以上6時間未満のとき。	13	
			1日の就労時間が4時間未満のとき。	12	
		(ウ) 1月の就労日数が12日以上 16日未満のとき。	1日の就労時間が8時間以上のとき。	15	
			1日の就労時間が6時間以上8時間未満のとき。	14	
1日の就労時間が4時間以上6時間未満のとき。	12				
(エ) 1月の就労日数が12日未満であるとき。	1日の就労時間が4時間未満のとき。	11			
	(2) 内職を行うとき。	内職による収入が月額25,000円以上のとき。	11		
	内職による収入が月額25,000円未満のとき。	10			
3	出産の場合	出産月の前後2月の期間内にあるとき。		13	
4	疾病にかかり、又は 負傷している場合	(1) 2月以上の入院をするとき又はその予定があるとき。		20	
		(2) 居宅内 で療養して いるとき。	(ア) 医師の指示により常時安静の状態にあることを要するとき又は精神障害者保健福祉手帳1級から3級までに該当する程度であるとき。	20	
			(イ) (ア) に掲げる程度に至らないが、精神に障害を有することにより又は神経症により、保育に当たることができない状態にあると認められるとき。	18	
(ウ) (ア) 又は (イ) に掲げる場合に該当しないが、保育に当たることができないと認められるとき。	14				
5	身体に障害を有して いる場合	(1) 身体障害者手帳1級から2級又は愛の手帳1度から3度までに該当する程度であるとき。		20	
		(2) 身体障害者手帳3級又は愛の手帳4度に該当する程度であるとき。		18	
		(3) (1) 又は (2) に掲げる程度に至らないが、保育に当たることができないと認められるとき。		14	
6	介護又は看護を行う 場合	(1) 病院、施設等に入院又は入所して いる者の介護又は看護を行うとき。	(ア) 常時付添いが必要であるとき。	17	
			(イ) 医師の指示により付添いが必要であるとき（(ア) に規定するときを除く。）。	10	
		(2) (1) 以外の者の介護又は看護 を行うとき。	(ア) 要介護認定3から5まで、身体障害者手帳が1級から2級又は愛の手帳1度から2度に該当する程度であるとき。	17	
			(イ) 要介護認定1から2、身体障害者手帳が3級又は愛の手帳3度から4度に該当する程度であるとき。	15	
(ウ) (ア) 又は (イ) に掲げる程度に至らないとき。	12				
7	震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たる場合			20	
8	求職活動をしている 場合	(1) 就職が内定しているとき。	(ア) 1月の就労日数が20日以上 のとき。	1日の就労時間が8時間以上であるとき。	10
				1日の就労時間が6時間以上8時間未満であるとき。	9
				1日の就労時間が4時間以上6時間未満であるとき。	8
				1日の就労時間が4時間未満であるとき。	7
			(イ) 1月の就労日数が16日以上 20日未満のとき。	1日の就労時間が8時間以上であるとき。	9
				1日の就労時間が6時間以上8時間未満であるとき。	8
				1日の就労時間が4時間以上6時間未満であるとき。	7
				1日の就労時間が4時間未満であるとき。	6
			(ウ) 1月の就労日数が12日以上 16日未満のとき。	1日の就労時間が8時間以上であるとき。	8
				1日の就労時間が6時間以上8時間未満であるとき。	7
1日の就労時間が4時間以上6時間未満であるとき。	6				
(エ) 1月の就労日数が12日未満のとき。	5				
(2) 就職が内定していないとき。		4			
9	学校、職業訓練施設 等に通学又は通所を している場合	(1) 1月に通学又は通所をしている日数が20日以上 のとき。		17	
		(2) 1月に通学又は通所をしている日数が16日以上20日未満 のとき。		15	
		(3) 1月に通学又は通所をしている日数が12日以上16日未満 のとき。		13	
		(4) 1月に通学又は通所をしている日数が12日未満のとき。		10	
		(5) 通学又は通所することが内定しているとき。		7	
10	1の項から9の項までに規定する場合を除き、保育に当たることができないと区長が認める場合				

不規則就労の場合は、総就労時間の換算を行います。詳しくは、保育課入園相談係へお問い合わせください。

調整指数表

(1) 加算指数

(注) 加算及び減算の重複は可とする。ただし6、7、8、9、10、11の重複は不可。

番号	条件	指数	
1	生活保護世帯（A 階層）で収入の拡大につながる就労の証明が提出された場合	3	
2	ひとり親世帯	5	
3	父母の両方が不存在の場合	1	
4	父母のいずれかが3か月以上単身赴任している世帯	1	
5	父母のいずれかが区内の保育施設（認可保育所・認定こども園・家庭的保育事業所（保育ママ）・小規模保育事業所・認証保育所）で保育士・保育教諭・看護師・栄養士として勤務している世帯（予定も含む）	2	
6	入所申込み児童を2か月以上認証保育所、認可外施設等（有償の施設・サービスに限る）に、継続的に週4日以上、1日6時間以上で、入所月の前月まで預けている場合（ただし、申込時に育児休業取得中の方、及び育児休業を取得しながら預けていた期間は対象外）	2	
7	入所申込み児童が3歳児クラスの申込みにあたり、2歳児クラス終了まで、3歳児以上のクラスがない認証保育所に預けている場合	3	
8	入所申込み児童が3歳児クラスの申込みにあたり、2歳児クラス終了まで、家庭的保育事業所（保育ママ）、小規模保育事業所に預けていて連携園以外を希望する場合（※）	3	
9	入所申込み児童が終了予定の区内の保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所）に在籍しており、終了までその保育施設に預けている場合	10	
10	兄弟姉妹（ただし、卒園児を除く）が在園している保育施設に新規入所又は転園申込みをした場合	2	
11	すべての保護者が申込み時点において就労しており、兄弟姉妹（ただし、卒園児を除く）が在籍している保育施設に転園申込みをした場合	3	
12	双子児以上の児童が同時に入所申込みの場合	1	
13	令和5（2023）年度中継続して家庭的保育事業所（保育ママ）の利用を希望する場合	3	
14	個人 単位	保護者が身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持していて、かつ就労している場合	1
15	保護者が求職中ではあるが、申込日より5か月以内の時点で1年以上の就労実績がある場合（離職票、給与明細書等で確認できる場合）	1	

(2) 減算指数

番号	条件	指数	
16	世帯 単位	20歳以上65歳未満かつ申請日時点で父母とマンション・アパート等同一の建物（別の居室に居住する場合を含む）に居住する親族（内縁含む）が求職中又は保育にあたれない要件が確認できない場合	-3
17	過去6か月以上利用者負担額（保育料）の滞納がある世帯（納付誓約どおり履行している場合を除く）	-10	
18	過去6か月未満利用者負担額（保育料）の滞納がある世帯及び納付誓約どおり履行している滞納がある世帯	-5	
19	個人 単位	区外在住（転入予定者は除く）で区内在勤者	-2
20	区外在住者（転入予定者及び区内在勤者は除く）	-4	
21	就労実績が1か月に満たない場合（就労実績未記入の場合を含む）	-2	

(※) 連携園を希望する場合は、10月頃に優先選考を行います。11月以降に2歳児クラスに入所した場合は、連携園への優先選考はありません。そのため、3歳児クラスに入所希望の場合は、4月入所の申請を行う必要があります。(36～39ページもご確認ください。)

15 入所後の届出・手続き等

以下のような家庭状況等の変更があった場合は、速やかに届出をしてください。

各種届出用紙は、区役所4階401子育て支援窓口や区ホームページにご用意しています。「申請内容変更届」、「就労（採用内定）証明書」、「退園届」、「教育・保育給付認定申請書（変更）」は、各保育施設にもございます。

翌年度以降の保育施設の継続入所については、毎年10～11月に希望調査を行います。継続して保育の必要性を満たしていることを確認するための資料等を、提出期限内に提出してください。これらの資料の提出がない場合は、保育の必要性が確認できませんので退園となる場合があります。

また、2か月以上登園が無い場合は原則退園となります。

変更の内容	必要な提出書類			
	申請内容 変更届	就労（採用内 定）証明書	退園届	その他
区内で住所が変わったとき。	○			住所変更の手続きは、別途戸籍住民課か区民事務所で手続きが必要です。
勤務先が変わったとき。	○	○		
勤務先が決まったとき。	○	○		
保育施設を辞めるとき。			○	利用中の保育施設へ提出してください。
葛飾区外に引越しするとき。			○	利用中の保育施設へ提出してください。 葛飾区外に転出後、引き続き在籍を希望される場合、別途、転出（引越し）先の区市町村からの入所手続きが必要です。詳しくは、保育課入園相談係にご相談ください。
世帯員の増減があったとき。	○			全部事項証明書（戸籍謄本）の写しを添付してください。 離婚による世帯員減の場合は、ひとり親であることが確認できる書類をご提出ください（⇒18ページ）
産前産後休暇をとるとき。	○			母子健康手帳（分娩予定日の記載箇所）の写しを添付してください。
育児休業をとるとき。				「育児休業取得証明書兼同意書」
育児休業が終了し復帰したとき。				「復職証明書」
認定時間の変更をするとき。 （標準時間⇔短時間）				「教育・保育給付認定申請書（変更）」 利用中の保育施設へ提出してください。原則として、申請のあった翌月から認定時間を変更します。 短時間から標準時間へ変更する場合は、変更理由を証明する書類の添付が必要です。

16 利用者負担額（保育料）

利用者負担額（保育料）基準額表

- ・住民税所得割は、区市町村住民税所得割をいいます。
- ・住民税は、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除（ふるさと納税を含む。）、配当控除、外国税額控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除を適用する前の額です。

（単位：円）

階層	住民税額	※1 保育料(月額)		※2 公立保育所の延長保育料(月額)		
		0～2歳児クラス		0～2歳児クラス	3歳児クラス	4～5歳児クラス
		標準時間	短時間	1時間延長		
A	生活保護世帯、里親世帯	0	0	0	0	0
B	住民税非課税世帯	0	0	0	0	0
C1	住民税均等割のみの世帯	1,900	1,700	200	200	200
C2	住民税所得割 5,000円未満	2,400	2,100	300	200	200
C3	5,000円以上15,000円未満	3,100	2,700	300	300	300
D1	15,000円以上44,400円未満	6,700	5,700	700	600	600
D2	44,400円以上52,700円未満	8,300	7,100	900	800	800
D3	52,700円以上61,000円未満	9,400	8,000	1,000	1,000	1,000
D4	61,000円以上79,000円未満	15,000	12,800	1,500	1,100	1,000
D5	79,000円以上97,000円未満	19,100	16,300	2,000	1,300	1,300
D6	97,000円以上115,000円未満	21,500	18,300	2,200	1,500	1,500
D7	115,000円以上135,000円未満	23,600	20,100	2,400	1,600	1,600
D8	135,000円以上155,000円未満	25,500	21,700	2,600	1,700	1,700
D9	155,000円以上175,000円未満	27,500	23,400	2,800	1,900	1,800
D10	175,000円以上200,000円未満	29,200	24,900	3,000	2,000	1,800
D11	200,000円以上225,000円未満	31,000	26,400	3,100	2,100	1,800
D12	225,000円以上250,000円未満	32,500	27,700	3,300	2,200	1,800
D13	250,000円以上275,000円未満	34,200	29,100	3,500	2,300	1,800
D14	275,000円以上300,000円未満	35,700	30,400	3,600	2,300	1,800
D15	300,000円以上325,000円未満	37,200	31,700	3,800	2,300	1,800
D16	325,000円以上350,000円未満	38,500	32,800	3,900	2,300	1,800
D17	350,000円以上375,000円未満	40,000	34,000	4,000	2,300	1,800
D18	375,000円以上400,000円未満	43,400	36,900	4,400	2,300	1,800
D19	400,000円以上450,000円未満	48,900	41,600	4,900	2,300	1,800
D20	450,000円以上500,000円未満	53,700	45,700	5,400	2,300	1,800
D21	500,000円以上	57,500	48,900	5,700	2,300	1,800

(1) 利用者負担額（保育料）

3から5歳児クラスに在籍する児童：「幼児教育・保育の無償化」（40ページ）により無料となります。

0から2歳児クラスに在籍する児童：第1子は上記表※1のとおりです。生計を同一にするお子さんが2人以上いる場合、第2子はその半額（百円未満切り上げ）、第3子以降は無料となります。

(2) 公立保育所の延長保育料

延長保育の利用は、別途料金がかかります。

第1子の1時間延長は上記表※2のとおり、2時間延長はその2倍です。第2子は半額（百円未満切り上げ）、第3子以降は無料となります。きょうだい順位は、公立保育所の延長保育を利用する児童のみで数えます。

また、延長保育の実施及び解除にあたっては、公立保育所への届出が必要となります。解除にあたっては、解除をする月の前月末日までに届出をしてください。年度をまたいで利用を継続したい場合も、再度届出が必要です。

私立保育所の延長保育料は各施設にお問い合わせください。

毎月1日現在で保育施設に在籍している場合は、登園日数・時間に関わらず利用者負担額（保育料）、公立保育所の延長保育料を1か月分お支払いいただきます。慣れ保育の期間中も同様です。

17 利用者負担額（保育料）の決定に必要な手続き

利用者負担額（保育料）は、令和5年4月～8月分は令和4年度住民税、令和5年9月～令和6年3月分は令和5年度住民税をもとに利用者負担額（保育料）を決定します。以下を確認の上、必要な手続きを行ってください。

●令和5年4月～8月分の保育料決定にかかる手続き

住民登録の有無	税申告の有無	保育料決定に必要な手続き
令和4年1月1日時点で葛飾区に住民登録あり	申告あり	手続きは必要ありません。
	申告なし	区役所3階 321 税務課窓口で令和4年度の住民税申告をしてください。原則、住民税額が決定した翌月から保育料に適用します。
令和4年1月1日時点で葛飾区に住民登録なし	申告あり	原則手続きは必要ありません。*
	申告なし	令和4年1月1日に住民票があった自治体で令和4年度の住民税申告をしてください。原則、住民税額が決定した翌月から保育料に適用します。海外に在住していた方は、「収入申告書」を提出してください。

●令和5年9月～令和6年3月分の保育料決定にかかる手続き

住民登録の有無	税申告の有無	保育料決定に必要な手続き
令和5年1月1日時点で葛飾区に住民登録あり	申告あり	手続きは必要ありません。
	申告なし	区役所3階 321 税務課窓口で令和5年度の住民税申告をしてください。原則、住民税額が決定した翌月から保育料に適用します。
令和5年1月1日時点で葛飾区に住民登録なし	申告あり	原則手続きは必要ありません。*
	申告なし	令和5年1月1日に住民票があった自治体で令和5年度の住民税申告をしてください。原則、住民税額が決定した翌月から保育料に適用します。海外に在住していた方は、「収入申告書」を提出してください。

※マイナンバーを利用した情報連携で他自治体から税情報が取得できない場合、課税証明書の提出をお願いすることがあります。

○住民税が未申告の場合や海外在住時の収入申告書が不足している場合は、正しい保育料計算ができず、暫定的に最高額（D21 階層）で保育料を決定します。特に、前年に保護者が育児休業を取得していて給与収入がない場合、勤務先が税申告を行わず、未申告となっているケースがありますのでご注意ください。

○過去に遡って税額が更正された場合でも、正しい保育料への適用は、税額変更があった翌月からとなります。

○原則、父母の住民税により保育料を決定いたしますが、父母のいずれも非課税で、かつ、生計を一にする同居者（祖父母等の直系親族）がある場合には、同居者の住民税で決定することがあります。同居所に居住していても同一生計でないことを証するためには、光熱水費が世帯別に契約されていることがわかる書類（請求書、領収書等）を提出する必要があります。

利用者負担額（保育料）納入方法について

（1）認可保育所

保育料を区に納めていただきます。

支払方法は原則として口座振替で、毎月末日（休日の場合は翌営業日）にその月の保育料が引き落とされます。入所が内定した後、「葛飾区口座振替（自動払込）依頼書」をご自宅にお送りしますので、記入しポストに投函してください。依頼書の提出から口座振替が開始するまで、1～2か月ほどかかりますので、口座振替が開始する旨の通知が届くまでは、毎月中旬頃にお送りする納付書にてお支払いをお願いします。

なお、区役所や区民事務所の窓口で金融機関のキャッシュカードをご持参いただければ、「口座振替受付サービス」で簡単にお手続きが可能です。詳細は区ホームページでご確認ください。

保育料の未納がある場合は、保育所の継続入所の保留、児童手当からの特別徴収や財産の差押えなどの**滞納処分を行うことがあります。**

（2）認定こども園・家庭的保育事業所（保育ママ）・小規模保育事業所

保育料を直接各施設に納めていただきます。納入方法につきましては、各施設にお問い合わせください。

18 利用者負担額（保育料）の減額・免除

（１）利用者負担額（保育料）の減額

以下の事由に該当する方は、事前に申請することにより保育料を減額できる場合があります。原則、申請書を提出された翌月から適用となりますが、入所月と保育料の切替月（４月、９月）に申請書を提出された場合は、当月から適用となります。過去に遡っての減額適用は行いません。

減額の事由が継続している場合でも保育料の切替月（４月、９月）ごとに改めて申請が必要となります。

●複数事由による減額はできません。２つ以上の事由での申請は、算定の結果、利用者負担額の低くなる事由の減額を適用します。

申請方法：「保育料等減額申請書」に以下の必要資料等を添付して提出してください。

減額理由		必要な提出書類等	対象期間
①	令和４年４月１日以降に出産したとき。	母子健康手帳（出生届出済証明のページ）の写し等	生まれた子が１歳に達する月まで（最長１２か月）
②	前年度か今年度の世帯の住民税が免除になったとき又は今年度の世帯の住民税が非課税になったとき。	住民税非課税証明書の写し	年度末又は保育料切替前月まで
③	申請日の属する年に災害・盗難等により損害を受けたとき。	り災証明、盗難届の写し等	
④	申請日の属する年に相当額の医療費を要したとき。	医療費支払領収書の写し	
⑤	世帯の直近３か月の平均月収が前年（１～８月分は前前年）の平均月収（賞与等を除く）より１割以上少なくなったとき。	①父母それぞれの直近３か月の給与明細書の写し ②前年又は前前年の賞与金額の確認できる資料の写し ③前年度又は現年度の課税証明書（他自治体で課税されている方） ④収入申告書（海外に在住していた方、無収入の方など）	３か月間 ※３か月以上事由が続いている場合や、保育料切替月は、再度申請が必要です。
⑥	主たる働き手が失業したとき。 ※失業が３か月を超える場合は、保育の必要性がなくなるので、原則として退園になります。	離職票・退職証明書等及び退職所得源泉徴収票の写し	失業した月の翌月から３か月間
⑦	同一世帯に次のような方がいるとき（保育実施児童を除く）。 ・身体障害者（児）身体障害者手帳１・２級 ・知的障害者（児）愛の手帳１～３度 ・精神障害者保健福祉手帳１～３級	各手帳の写し	当該状況にある期間（最長年度末まで）
⑧	同一世帯に次の条件をすべて満たすお子さんがいるとき。 ・認証保育所等で保育されていること（一時保育を除く）。 ・認可保育所、認定こども園、小規模保育保育事業所又は家庭的保育事業所（保育ママ）の入所保留となっていること。 ・認可保育所等の保育料以上の月額料金を施設等に支払っていること。	受託証明書（原本）	
⑨	里親に委託されているお子さんがいるとき。 （減額の適用は当該お子さんの保育料に限る。）	里親登録証の写し等	

（２）利用者負担額（保育料）の免除

保育施設に通園しているお子さんが病気やケガで１か月以上（月１日から月末日まで）通園できないときはその月の保育料が免除となります（事前の申請が必要です）。保護者の都合によるものは対象となりません。

申請方法：該当月の前月末日までに、「保育停止申請書」に「診断書（又は、病状・入院期間がわかるもの）」を添付して保育施設に提出してください。

免除期間：２か月が限度です。それ以上の期間通園できない場合は、原則として退園となります。

19 保育施設利用に関する Q&A

申込みに関すること

No	Q	A
1	申込みをすれば必ず入所できますか？入所は先着順ですか？	申込み人数が募集人数を超えた場合は利用調整を行うため、入所できないこともあります。 先着順ではありません。 入所保留期間の長さも考慮しません。利用調整は要件書類のみで行い、保育の必要性の高い方から内定します。また、嘆願書等を提出いただいても利用調整に影響はありません。
2	年度の途中からでも入所できますか？	年度途中の入所申込みも可能です。ただし、2、3月は利用調整を行いません。毎月下旬に翌月入所の募集予定人数を区ホームページに掲載していますので参照してください。
3	兄弟姉妹で同時に申込みました。必ず同時に同園へ入所できますか？ ひとりしか入所できないことはありますか？	同時申込みの場合、必ず同時に同じ施設へ入所できる保証はありません。例えば、「同保同時」の条件を選択した場合、兄弟姉妹が別々の保育施設であれば入所できる状況でも、兄弟姉妹ともに入所が保留されます。また「同保順次（上）」等、「順次」がつく条件を選択した場合、兄弟姉妹のうち一人のみ入所となる場合があります。兄弟姉妹のうち一人のみ入所となり、就労が要件で育児休業取得中の場合は、入所月の翌月1日までに復職が必要です。入所条件については十分にご検討ください。
4	入所できなかった場合は、毎月申込みないといけませんか？	申込書は申込みをされた年度の1月入所利用調整分まで有効となり、再度の申込みは不要です（2、3月は利用調整を行いません）。入所できなかった場合は、 申込月の初回のみ利用調整結果（保留）通知書を送付し、翌月以降は入所内定時のみ電話連絡します。 なお、令和6年4月からは、年度が変わりますので、令和6年度新規申込みが必要です。
5	募集予定がある保育施設しか申込みできませんか？ 希望順位は利用調整に影響しますか？	急な退園等によって空きが発生することもあるため、募集予定がなくても申込みはできます。また、「第1希望のみだから有利」ということはありません。ただし、利用調整において複数人の指数が同点になったときは、希望順位は優先項目となっています。
6	家業を手伝っていますが、給料をもらっていません。 保育施設の入所申込みはできますか？	入所の申込みはできますが、仕事の状況や実績等を確認し利用調整を行いますので、指数に差が出ることがあります。また、原則、「労働」とは賃金を伴うものと考えるため、給料が発生しない場合は教育・保育給付認定の「就労」の要件とはならず、「求職活動」として認定されます。入所後は要件を満たすために給料が発生する形での就労等が必要です。
7	提出書類が申込み締切日に間に合いません。後日でも提出できますか？	算定指数（基準指数、調整指数）の基準日となる日付は、受付締切日です。締切日までに提出された書類に基づき、利用調整を行います。 締切日以降に提出された書類は、翌月の利用調整より反映します。
8	入所内定後に辞退することはできますか？	入所申込みをする際は、毎日登園することを考慮して、通える範囲の保育施設を選んでお申込みください。『保育園等入園辞退・取下届』を提出することで内定を辞退することはできますが、その後の利用調整において優先度が下がり、不利になる場合があります。 また、内定を辞退した方が再度入所を希望する場合は、新規申込みが必要です。その際、特段の理由がない限り、その年度において内定を辞退した保育施設を再度希望することはできません。
9	転園の申込みを検討しています。提出書類は何が必要ですか。	転園申込みは新規で保育施設利用申込みをする際と同様に、17～19ページに記載されている提出書類を揃えて提出していただく必要があります。在園中の提出済み書類を申込書類に転用することはできません。
10	転園の申込みをしました。転園内定の連絡をもらった段階で内定を辞退することはできますか？	内定を辞退することはできますが、在園中の保育施設には、転園が内定した段階で次に入所する方が決まっているため、戻ることができません。在園中の保育施設は退園となります。

No	Q	A
11	認定こども園に1号認定として在籍しています。2号認定として利用したい場合、手続きはどのようにすればよいですか？	1号認定から2号認定に変更したい場合、新規の申込み同様、申込書類一式を申込締切日までに区に提出する必要があります。利用調整により、保育の必要性の高い方から入所を内定します。
12	申込みをしましたが、その後保育施設に入れなくてもいい状況になりました。手続きは何か必要ですか。	一度申込みをすると、その後は毎月利用調整の対象となります。保育施設に入所する必要がなくなったときは、速やかに『保育園等入園辞退・取下届』を区にご提出ください。
13	保育施設を見学することはできますか？	すべての保育施設（新規開設園を除く。）で見学することができます。なお、申込みにあたっては、認定こども園は説明会への参加、小規模保育事業所、家庭的保育事業所（保育ママ）は事前面接が必須となります。保育施設により保育方針に特徴をもっていたり、園服等の費用がかかったりすることもありますので、ぜひ見学をしてください。見学日については、事前に各保育施設にお問い合わせください。
14	今年葛飾区へ転入しました。課税（非課税）証明書は必要になりますか？	利用調整において、指数が同点になった場合、保育料の階層や住民税を比較します。マイナンバーを用いた情報連携により該当自治体に照会をかけるため、提出は原則不要です。ただし、マイナンバーによる税照会を希望しない場合には、課税（非課税）証明書の提出が必要です。未申告の場合と未提出の場合、最高階層とみなします。 また、保護者が非課税世帯の場合、生計を一にする同居親族を合算することがあります。同居親族が令和4年1月1日以降に葛飾区在住の場合も同様です。同じ住所に居住していても同一生計でないことを証するためには、光熱水費等が世帯別に契約されていることがわかる書類（請求書、領収書等）を提出する必要があります。
15	1歳児クラスの年齢ですが、発達に遅れがあり、離乳食も完了していません。0歳児クラスの申込みができますか？	申請及び選考は、令和5年4月1日現在の年齢で行いますので、1歳児クラスの年齢のお子さんが、0歳児クラスに申込みすることはできません。発達に遅れや、配慮が必要な場合があっても同様です。

認可保育施設のこと

No	Q	A
16	子どもが食物アレルギーです。給食はどうなりますか？	お子さんのアレルギー疾患には、医師の判断に基づいた配慮や管理をしておりますが、重度のアレルギーや信仰上の理由等対応できない場合には、ご家庭でお弁当のお願いをすることもありますのでご了承ください。 お弁当等をご持参いただいた場合も利用者負担額（保育料）の減額や返金はありません。
17	入所後に慣れ保育はありますか？慣れ保育期間中の保育料はどうなりますか？	慣れ保育は入所するお子さんの年齢や施設により異なりますので、各施設に確認してください。なお、慣れ保育の期間中、通常より短い保育時間になっても、利用者負担額（保育料）の変更はありません。
18	子どもに障害、疾病、発達に不安があります。お友だちと一緒に保育施設の集団生活ができるか心配です。	呼びかけに反応しない、言葉が出ない、療育に通所しているが、保育施設での集団生活が可能か等、保護者の方に心配や不安がある場合は、交流保育事業「笑みフル」をご利用ください。笑みフルは、親子で同年齢のお子さんと集団生活を体験することができます。 【問い合わせ先】 南鎌倉保育園 TEL3650-4931 上平井保育園 TEL5698-6200（交流保育室直通）

No	Q	A																																	
19	<p>育児休業取得中に復職予定で申込みをしましたが、入所後に元の職場に復職できなかった場合はどうなりますか？</p>	<p>育児休業取得中の方については、入所した月の翌月1日までの復職を条件としています。元の職場に復職ができない、又はしていないと、保育の必要性がなくなったとみなし、原則、内定の取消し又は退園となります。</p> <p>なお、復職とは、入所申込み時に提出された『就労証明書』に記載の勤務先に、休暇取得前と同等以上の条件で復職することを指します。転職や労働契約時間が短縮する形の変更（正社員からパートなど）は、復職にあたりません。</p>																																	
20	<p>出産を予定しています。利用調整と入所後の在園期間（教育・保育給付認定期間）はどのようになりますか？</p>	<p>入所希望月の前後2か月以内に出産予定がある場合は、「出産要件」での利用調整（23 ページ「利用調整基準指数表」参照）となり、在籍期間（教育・保育給付認定期間）は、出産月の2か月後までとなります。期間終了後も、引き続き在籍を希望する場合は、保育の必要性の事由（4 ページ参照）に該当する必要があります。事前に区へご相談ください。</p> <p><3月出産予定、4月入所の場合></p> <table border="1" data-bbox="603 891 1487 1191"> <thead> <tr> <th>2月</th> <th>3月 (出産月)</th> <th>4月 (入園月)</th> <th>5月</th> <th>6月以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>「出産要件」での在園期間は 4月～5月末まで</td> <td>他の「保育の必要性」の事由があれば 6月以降も在園可能</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">「保育の必要性」の事由がない場合は 5月末で原則退園</td> </tr> </tbody> </table> <p>★出産予定はあるが、産前産後休暇後に復職を予定している場合</p> <p>入所希望月の前後2か月以内に出産予定がある場合でも、就労証明書で母の継続的な就労の確認ができる場合は、「就労要件」での利用調整となります。ただし、出産月の2か月後の翌月1日までに復職が必要です。産前産後休暇終了後、引き続き育児休業を取得する場合は、出産月の2か月後で原則退園となります。</p> <p><3月出産予定、4月入所の場合></p> <table border="1" data-bbox="603 1518 1487 1832"> <thead> <tr> <th>2月</th> <th>3月 (出産月)</th> <th>4月 (入園月)</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>「出産要件」での在園期間は 4月～5月末まで</td> <td colspan="2">6月1日までに復職すれば、6月以降も在園可能 (下の子が6月入園の場合は7月1日までに復職)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">育児休業を取得する場合は 5月末で原則退園</td> </tr> </tbody> </table>	2月	3月 (出産月)	4月 (入園月)	5月	6月以降				「出産要件」での在園期間は 4月～5月末まで	他の「保育の必要性」の事由があれば 6月以降も在園可能				「保育の必要性」の事由がない場合は 5月末で原則退園		2月	3月 (出産月)	4月 (入園月)	5月	6月	7月以降				「出産要件」での在園期間は 4月～5月末まで	6月1日までに復職すれば、6月以降も在園可能 (下の子が6月入園の場合は7月1日までに復職)					育児休業を取得する場合は 5月末で原則退園		
2月	3月 (出産月)	4月 (入園月)	5月	6月以降																															
			「出産要件」での在園期間は 4月～5月末まで	他の「保育の必要性」の事由があれば 6月以降も在園可能																															
			「保育の必要性」の事由がない場合は 5月末で原則退園																																
2月	3月 (出産月)	4月 (入園月)	5月	6月	7月以降																														
			「出産要件」での在園期間は 4月～5月末まで	6月1日までに復職すれば、6月以降も在園可能 (下の子が6月入園の場合は7月1日までに復職)																															
			育児休業を取得する場合は 5月末で原則退園																																
21	<p>復職証明書の提出が間に合わない場合は退園になりますか？ また、提出は郵送でも可能ですか？</p>	<p>復職証明書は入所月の翌月15日を目安にご提出ください。提出方法は郵送でも区役所にご持参いただいても結構です。</p> <p>復職日と土日祝日等の関係で勤務先の記載が遅れるなどし、提出が間に合わない場合は個別にご相談ください。</p>																																	

No	Q	A
22	派遣社員として就労していて、育児休業明けに派遣元企業から仕事を紹介される予定です。産前産後休暇取得前の派遣先企業へ復職できるかわからない場合、就労証明書の勤務先はどのように書いてもらえば良いですか？また、派遣社員で就労している場合に気を付けなければいけないことはありますか？	<p>就労証明書は、産前産後休暇を取得するまで就労していた派遣先企業での就労実績をご記入いただき、ご提出をお願いしています。また、復職した場合は派遣元の復職証明書が必要です。</p> <p>部署の異動・派遣先の変更はかまいませんが、勤務条件は産前産後休暇取得前と同等以上が必要になります。派遣元が変わるなど、転職は復職にあたらなないのでご注意ください。</p>

在園中の方

No	Q	A
23	妊娠・出産を機に退職します。上の子が在園中ですが、退園しなければいけませんか？	<p>出産予定月の2か月前から出産した月の2か月後までは、出産要件により在園できます。出産要件による在園期間が過ぎて保育の必要性がなくなった場合は、退園となります。</p>
24	出産後に育児休業を取得します。上の子は退園しなければいけませんか？	<p>育児休業を理由に継続通所できるのは、就労先で育児・介護休業法、その他の法律に基づく育児休業を取得できる場合に限りです。この場合、上のお子さんが在園できる期間は、原則として生まれたお子さんが満2歳に達した年度末（3月末日）までとなり、4月1日までに復職が必要です。ただし、下のお子さんが翌年度の4月に入所した場合は、下のお子さんの在園要件に合わせ、5月1日までに復職が必要です。この期間を超えて育児休業を取得される場合は、上のお子さんは退園となります。退園後に再度入所を希望される場合は、新規申込みが必要です。育児休業の取得が決まったときには、『育児休業取得証明書兼同意書』を提出してください。</p>
25	現在、育児休業を取得しています。上の子の転園の申込みはできますか？	<p>育児休業取得中の方も転園の申込みはできますが、転園した場合は新規申込みと同じ扱いになるため、転園月の翌月1日までに復職が必要です（引越等による遠距離（※）解消のための転園を除く）。 ※遠距離とは、自宅から直線距離で半径2キロメートルを超える場合</p>
26	里帰り出産を予定しています。上の子は退園しなければいけませんか？	<p>月の初日から末日まで一度も登園しない月が2か月続いた場合、原則として退園になります。継続して在籍したい場合は2か月以内に必ず登園してください。</p> <p>なお、登園日数にかかわらず利用者負担額（保育料）は満額でお支払いいただきます。</p>

20 認可保育所

国が定めた設置基準を満たし、東京都の認可を受けた保育施設です。公立保育所は区が、私立保育所は社会福祉法人や株式会社等が設置・運営しています。

公立保育所のうち、社会福祉法人等が運営している保育所（公設民営）もあります。

区が定める利用者負担額（保育料）は、口座振替で区にお支払いいただきます。

私立保育所は、それぞれ運営方針や延長保育料の設定に異なる部分があるため、詳細については、各保育所へ直接お問い合わせください。私立保育所の延長保育料は、直接保育所にお支払いいただきます。

施設一覧は、55～58 ページをご覧ください。

21 認定こども園

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、教育・保育を一体的に行う施設です。

保育を希望する場合（2号・3号認定）は、区において保育の必要性の認定及び利用調整を行いますので、区へお申込みください。葛飾区外にお住まいの方は、お住まいの自治体を通して申込みをしてください。認定こども園に1号認定で在籍している児童も、2号認定として保育を希望する場合は、同様に申込みが必要です。

満3歳以上で、幼児教育を希望する場合（1号認定）は、申込み方法など直接各施設にお問い合わせください。

2号・3号認定の利用調整は区で行いますが、利用調整結果の通知後、認定こども園と保護者で直接契約をしていただきます。区が定める利用者負担額（保育料）のほか、認定こども園が定める上乗せ徴収・実費徴収等が発生する場合があります。

制度の仕組みと費用についてご理解いただくために、必ず事前に希望する認定こども園を見学、又は園が開催する説明会に参加し、説明を受けてください。説明会の日程等は、直接各施設にお問い合わせください。

なお、説明を受けた後に園が発行する「施設確認証明書」を、入園申込書に必ず添付してください。添付不備の場合、説明を受けたことが確認できないため、利用調整の対象外となる場合があります。

認定こども園一覧

（令和4年9月1日現在）

保育施設コード 施設名	所在地 電話番号	利用定員									合計	0歳児 保育
		3号認定			2号認定			1号認定				
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳		
3214023 幼保連携型認定こども園 そあ	水元 3-13-20 5660-2415	9	15	16	18	18	18	5	5	5	109	産休明け
3202428 幼保連携型認定こども園 葛飾二葉幼稚園	金町 2-19-6 3607-2800	9	24	30	30	30	30	90	90	90	423	産休明け
3202432 認定こども園 金町幼稚園	金町 4-10-14 3600-6490	—	6	15	15	15	15	31	31	33	161	—
3202429 幼保連携型認定こども園 葛飾みどり	鎌倉 1-21-9 5876-8282	6	12	12	15	15	15	20	20	20	135	産休明け
3213147 幼保連携型認定こども園 すなはら	西亀有 4-8-19 3605-0420	9	18	18	18	18	18	2	2	2	105	産休明け
3214024 認定こども園 めいしょう幼稚園	四つ木 1-41-1 3693-2636	5	5	5	5	5	5	45	45	45	165	産休明け
3202442 幼保連携型認定こども園 まどか幼稚園	東新小岩 7-2-8 3692-8077	3	6	12	12	12	12	90	90	90	327	産休明け
3212286 新小岩ちぐさ幼稚園	西新小岩 4-35-5 3696-4519	—	—	—	10	10	10	20	20	20	90	—

※「産休明け」は、産後56日を経過した翌月1日から保育します。

22 私立認可保育所・認定こども園のコアタイム・延長保育開始月齢一覧

- この表は令和4年9月1日現在のものであり、今後変更になる場合があります。
- 公立認可保育所のコアタイムは8時30分から16時30分までで、延長保育（※）は満1歳から実施します。
- 出生から1か月経過するまでは「0か月」として数えます。
（例：4月10日生まれの場合：4月10日は0か月 5月10日で1か月）
- 延長保育の実施曜日・時間等については、各施設にお問い合わせください。
- 延長保育は事前に各施設にご相談のうえご利用ください。
- ※延長保育とは、保育標準時間（11時間）を超えて行う保育をいいます。

地域	施設名	コアタイム	延長保育開始月齢	備考
水元	あおぞら水元保育園	8:30~16:30	満1歳	
	徳育保育園	8:30~16:30	満1歳	
	徳育保育園分園			
	ミアヘルサ保育園ひびき水元	8:30~16:30	満1歳	
	さかえ保育園	8:30~16:30	—	
	認定こども園そあ	8:30~16:30	1歳7か月	
	こばとの森保育園	8:30~16:30	産休明け	
	キッズスマイル葛飾東水元	8:30~16:30	産休明け	
	にじいろ保育園南水元	8:30~16:30	3か月	
	南水元いろは保育園	8:30~16:30	1歳児クラス	
水元保育園	8:30~16:30	1歳児クラス	離乳食完了児	
金町・東金町	まなびの森保育園金町	8:30~16:30	7か月	
	認定こども園葛飾二葉幼稚園	8:30~16:30	1歳児クラス	
	認定こども園金町幼稚園	8:00~16:00	満1歳の誕生日初日	
	かなまち虹保育園	8:30~16:30	満1歳	離乳食完了児
	京成金町ブチ・クレイシュ	8:30~16:30	7か月	
	金町駅前さくらんぼ保育園	8:30~16:30	91日	
	キッズハーモニー・かなまち	8:30~16:30	満1歳	離乳食完了児
	金町ひまわり保育園	8:30~16:30	4か月	
	金町どんぐり保育園	8:30~16:30	1歳児クラス	
	ミアヘルサ保育園ひびき金町	8:30~16:30	満1歳	
	亀が岡りりおっこ保育園	8:30~16:30	満1歳	離乳食完了児
	東かなまち保育園	8:30~16:30	3か月	
	金町保育園	8:30~16:30	6か月の翌月初日	2時間延長は1歳児クラスから
	アスクかなまち保育園	8:30~16:30	満1歳	
キッズスマイル葛飾東金町	8:30~16:30	産休明け		
新宿・柴又	山王保育園	8:30~16:30	—	
	トレジャーキッズにいじゅく保育園	8:30~16:30	7か月	
	新宿保育園	8:30~16:30	満1歳	
	ニチイキッズ葛飾にいじゅく保育園	8:30~16:30	満1歳	
	北野保育園	8:30~16:30	満1歳	離乳食完了児
	柴又学園	8:30~16:30	満1歳	
	まなびの森保育園新柴又	8:30~16:30	7か月	
	ひかり学園	8:45~16:45	—	
高砂・鎌倉	AI AI NURSERY 高砂	8:30~16:30	1歳1か月	
	きぼう保育園	8:30~16:30	11か月	離乳食完了児 クラス年齢や月齢によって利用可能時間が異なります。詳しくは園にお問い合わせください。
	たかさご保育園	8:30~16:30	満1歳	
	東中川保育園	8:30~16:30	満1歳	離乳食完了児
	葛飾高砂たいよう保育園	8:30~16:30	満1歳	
	HOPPA京成小岩駅	8:30~16:30	1歳児クラス	
	認定こども園葛飾みどり	3号 8:00~16:00 2号 9:00~17:00	1歳児クラス	
	鎌倉保育園	8:30~16:30	満1歳	
	ひまわり保育園	8:30~16:30	4か月	
	無二保育園	8:30~16:30	満1歳	
	日の出保育園	8:30~16:30	満1歳	離乳食完了児

施設名は変更になる場合があります。

地域	施設名	コアタイム	延長保育開始月齢	備考
亀有・白鳥	まなびの森保育園亀有	8:30~16:30	7か月	
	さくら学園保育所	8:30~16:30	1歳児クラス	離乳食完了児
	亀青保育園	8:30~16:30	10か月	
	亀有りりおっこ保育園	8:30~16:30	満1歳	離乳食完了児
	ほけっとランド亀有保育園	8:30~16:30	1歳児クラス	
	亀有保育園	8:30~16:30	1歳1か月	離乳食完了児
	ミアヘルサ保育園ひびき亀有	9:00~17:00	産休明け	
	葛飾学園	8:30~16:30	満1歳の誕生日の翌月初日	離乳食完了児
	にじいろ保育園西亀有	8:30~16:30	3か月	
	西亀有三丁目保育園	8:30~16:30	満1歳	
	認定こども園すなはら	8:30~16:30	1歳7か月	
	このえ西亀有保育園	9:00~17:00	満1歳	
	白鳥ふたば保育園	8:30~16:30	満1歳の誕生日月初日	離乳食完了児
四つ木・堀切	認定こども園めいしょう幼稚園	8:30~16:30	満1歳	離乳食完了児
	ベネッセ 四ツ木保育園	9:00~17:00	満1歳の誕生日の翌月初日	
	四つ木なかよし保育園	9:00~17:00	満1歳	
	ういず堀切菖蒲園駅前保育園	9:00~17:00	1歳1か月	離乳食完了児
	黎明保育園	8:45~16:45	満1歳	離乳食完了児
	HOPPA堀切菖蒲園	8:30~16:30	1歳児クラス	
	かつしか堀切保育園分園	8:30~16:30	1歳1か月	離乳食完了児
	かつしか堀切保育園			
	たけのこ第2保育園	8:30~16:30	満1歳の誕生日の翌月初日	
	そらまめ保育園 お花茶屋駅前	8:00~16:00	産休明け	
立石・青戸・東四つ木	本田こひつじ保育園	8:30~16:30	満1歳	離乳食完了児
	立石いろは保育園	8:30~16:30	1歳児クラス	
	木下の保育園青砥	8:30~16:30	1歳児クラス	
	かつしか風の子保育園	8:30~16:30	6か月	
	ほっぺるランド東立石	8:45~16:45	1歳児クラス	
	東立石こひつじ保育園	8:30~16:30	満1歳	
	東立石保育園	8:30~16:30	満1歳	離乳食完了児
	キャンディパーク保育園2号	8:00~16:00	満1歳の誕生日の翌月初日	
	キャンディパーク保育園2号分園			
	ざゆり保育園	8:30~16:30	満1歳の誕生日の翌月初日	
	青戸福祉保育園	8:30~16:30	6か月	
	木下の保育園青砥第2	8:30~16:30	1歳児クラス	
	青戸もも保育園	8:30~16:30	6か月	
	太陽の子青戸中央保育園	8:30~16:30	1歳1か月	離乳食完了児
	こはるび保育園	8:30~16:30	満1歳	離乳食完了児
	こひつじ保育園	8:30~16:30	満1歳	離乳食完了児
新小岩・奥戸	ミアヘルサ保育園ひびき新小岩	8:30~16:30	満1歳	
	ひのか保育園	8:30~16:30	満1歳	
	新小岩さくらインターナショナル保育園第2	8:30~16:30	1歳児クラス	
	新小岩さくらインターナショナル保育園第2分園			
	グローバルキッズ東新小岩園	8:30~16:30	1歳児クラス	
	かみこまつ保育園	8:30~16:30	満1歳	
	ほっぺるランド東新小岩	8:45~16:45	1歳児クラス	
	認定こども園まどか幼稚園	8:30~16:30	満1歳	
	ほっぺるランド西新小岩	8:45~16:45	1歳児クラス	
	うらら保育園	8:30~16:30	満1歳	
	新小岩ちぐさ幼稚園	8:30~16:30	—	
	ゆめの樹保育園しんこいわ	8:00~16:00	満1歳	
	ミアヘルサ保育園ひびき奥戸	8:30~16:30	満1歳	
	おくドスマイル保育園	8:30~16:30	1歳児クラス	
	奥戸保育園	8:30~16:30	90日	
	グローバルキッズ奥戸園	8:30~16:30	1歳児クラス	

施設名は変更になる場合があります。

23 夜間保育所

白鳥ふたば保育園は、保護者の就労・通学等により18時30分以降も保育を必要とするお子さんをお預かりする夜間保育所です。夜間保育所として利用する場合、開所時間は10時30分~21時30分（延長保育は7時30分~10時30分）です。

両親とも（ひとり親の場合は父か母）が18時30分以降も就労（通学）等をしていて夜間保育の利用希望がある場合に限り、夜間保育調整指数を加算して利用調整を行います。

なお、夜間の就労（通学）等をしていなくても通常保育の申込みが可能です。

夜間保育の申込みについて、詳しくは保育課入園相談係へお問い合わせください。

24 地域型保育事業所（家庭的保育事業所（保育ママ）・小規模保育事業所）

地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる、質の確保された保育を提供します。区内には家庭的保育事業所（保育ママ）と小規模保育事業所があります。どちらも少人数の単位で0～2歳児のお子さんを預かる事業所です。

家庭的保育事業所（保育ママ）

家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象とし、資格や経験のあるベテランの保育ママたちが子どもたち一人ひとりに応じた丁寧な保育を行います。

日中も家庭的な環境で保育ができ、子どもにとっても保護者にとっても、もう一人のママのような存在です。

⇒37～38 ページ



小規模保育事業所

19人までの少人数を対象とした事業所で、家庭的保育に近い雰囲気も持ちつつ、集団生活ならではの社会性を身につけることができます。

また、少人数保育の特徴を生かして、一人ひとりに寄り添った保育を行います。駅前での開設事業所が多く、通勤前のお預かりやお迎えにも大変便利です。

⇒39 ページ



地域型保育事業所の Q&A

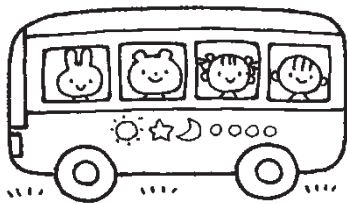
【申込方法は？】

区で保育の必要性の認定及び利用調整を行いますので、区へ申込みをしてください。

ただし、申込み前に事業所との面接が必要です。

希望する事業所に電話予約のうえ、「児童の健康状況表1・2」を持ってお子さんと一緒に訪問してください。

利用調整は区で行いますが、利用調整結果の通知後、事業所と保護者で契約していただきます。



【利用者負担額（保育料）は認可保育所と違うの？】

認可保育所と同様の計算方法で算定します。

詳細は 26 ページの「16 利用者負担額（保育料）」をご覧ください。

ただし、徴収は各事業所で行います。

【保育時間と延長保育は？】

保育ママは原則8時間の保育で、開所時間やコアタイムは、事業者によって異なります。

小規模保育事業所は8～11時間の保育で、開所時間は異なりますが、コアタイムは8時30分から16時30分までです。

延長保育を実施している事業所もあります。

【区外在住でも申込みできるの？】

令和5年度より、葛飾区外在住で転入予定のない方もお申込みが可能になりました（保護者のいずれかが求職活動要件の場合を除く。）。申込みにあたっては、8ページの（9）葛飾区外からの申込みをご覧ください。

利用者負担額（保育料）はお住まいの自治体が決定し、保護者が各事業所に直接納めていただきます。

【卒園後も保育を希望しているが、なにか制度はあるの？】

卒園した後の保育先として、近隣の認可保育所等を「連携園」として設定しています。

10月1日現在で2歳児クラスに在籍している児童を対象に、連携園の3歳児クラスへの入所希望調査を経て、優先選考を行います。優先選考は、「13 利用調整」(22～24 ページ) に準じて行います。

連携園以外の保育所等を希望する場合及び11月以降に入所した場合は、4月入所の申込みを行う必要があります。4月入所の申請にあたっては、調整指数の加算があります。

なお、葛飾区外在住の児童は連携園への優先選考はありません。3歳児クラス以降も引き続き葛飾区の保育施設に通いたい場合は、4月入所の申込みを行ってください。このとき、連携園以外の保育所等を希望する方及び11月以降に入所した方と同様に調整指数の加算がありますが、同時に区外在住の方の減算も発生します。また、葛飾区の認可保育施設は葛飾区民を優先して入所させるため、転入予定のない区外在住の方は定員に一定数以上の空きがないと選考の対象になりません。

24-① 家庭的保育事業所（保育ママ）

資格や経験のある家庭的保育事業者が保育者の自宅等でお子さんを保育します。定員は、2～5人です。

【保育の対象】

原則、0歳（産後42日を経過した翌月1日）から3歳未満（令和2年4月2日生まれ以降）までのお子さん。

3歳に達した年度の3月末までお預かりします。食物アレルギー等で除去食対応が必要なおさんは、お預かりできない場合があります。

【保育時間】

保育時間は、原則8時間です。開所時間やコアタイムは、事業者によって異なります。

開所時間中でコアタイムを超えて保育を利用する場合は、原則、保育標準時間認定を受けていただきます。

保育短時間認定の方がコアタイムを超えて保育を利用する場合は、延長料金が発生します。

【利用調整の留意点】

定員は0歳から2歳の合計での設定ですが、募集については、クラス年齢ごとに行います。設定したクラス年齢で内定者がいない場合は、他のクラス年齢で利用調整を行うことがあります。

【保育ができない日】

土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

上記以外に保育ができない日があります。詳細は各事業所にお問い合わせください。

家庭的保育事業所（保育ママ）一覧

（令和4年9月1日現在）

	保育施設コード 施設名	所在地	電話番号	開所時間 [コアタイム]	定員	連携園
金 町	5213056 田中保育室	東金町 2-12-6-108	5660-6383	8:00～18:30 [8:00～16:00]	5	花の木保育園 南新宿保育園 東半田保育園
	5213057 いりくら保育室	東金町 3-16-7 山田ビル1F	6327-0473	8:00～18:00 [8:00～16:00]	5	亀が岡りりおっこ保育園 東半田保育園 花の木保育園
鎌 倉	5213058 渡辺保育ルーム	鎌倉 3-52-5	3671-8451	8:30～16:30 [8:30～16:30]	3	新高砂保育園
堀 切 ・ 小 菅	5213059 戸島保育室 おひさま	堀切 1-25-20	3693-6110	8:00～17:00 [8:30～16:30]	5	四つ木保育園
	5213060 高橋保育ルーム ひまわりっこ	堀切 2-54-5	3694-9205	8:00～17:00 [8:00～16:00]	3	堀切保育園
	5213061 中里保育ルーム ままちゃんち	堀切 6-1-25	3604-7028	8:00～16:30 [8:00～16:00]	5	東堀切保育園
	5213062 中山保育ルーム みらい	小菅 1-24-3	3601-1052	8:00～16:00 [8:00～16:00]	4	小菅東保育園
亀 有	5213063 大竹保育室「こころ」	亀有 5-40-8 芝園ビル1階	6310-1632	8:00～17:00 [8:30～16:30]	5	道上保育園 西亀有三丁目保育園
白 鳥	5213064 のびさわ保育ルーム N I J I	白鳥 2-16-21-201	6315-0719	8:00～16:00 [8:00～16:00]	4	南白鳥保育園 東堀切保育園
立 石	5213067 浜口保育ルーム	立石 8-1-15	3691-9926	8:00～17:00 [8:00～16:00]	5	梅田保育園 南奥戸保育園
	5213065 池上保育ルーム 「ひよこ」	東立石 3-6-13	5654-7602	8:00～17:00 [8:30～16:30]	5	渋江保育園 西新小岩保育園
	5213066 いのうえ保育ルーム シャイン	東立石 4-23-5 レジデンス立石 102	080-5458-4118	8:00～17:00 [8:30～16:30]	3	梅田保育園 南奥戸保育園
四 つ 木	5213068 よしかね保育室 スカイ	四つ木 5-12-1	3697-0118	8:30～16:30 [8:30～16:30]	2	堀切保育園
	5213069 石井保育ルーム Smile	東四つ木 3-14-8	5698-6025	8:00～17:00 [8:30～16:30]	5	渋江保育園 木根川保育園
新 小 岩	5213070 つちしお保育ルーム リトル・ミー	東新小岩 3-1-11 ユネックスヒルズ 1 階	080-6532-7413	8:00～17:00 [8:00～16:00]	5	会野保育園 上平井保育園
	5213071 家庭保育室 唐澤	東新小岩 3-8-1-110	3692-6241	8:00～17:00 [8:00～16:00]	5	東新小岩保育園 会野保育園

24-② 小規模保育事業所

原則として19人までの小さな集団の中で、きめ細やかな保育を行います。

【保育の対象】

原則、0歳（原則、産後56日を経過した翌月1日）から3歳未満（令和2年4月2日生まれ以降）までのお子さんを、3歳に達した年度の3月末までお預かりします。

【保育時間】

保育時間は、事業所により異なります。コアタイムは、8時30分から16時30分までです。

コアタイムを超えて保育する場合は、原則、保育標準時間認定を受けていただきます。

11時間を超えて利用する場合は、延長料金が発生します。料金は各事業所が定めています。

小規模保育事業所一覧

区内小規模保育事業所は、配置基準で定められた保育従事者がすべて有資格者であるA型の施設です。（令和4年9月1日現在）

地域	保育施設コード 施設名	所在地 電話番号	保育時間		利用定員			0歳児 保育	土曜 保育	連携園				
			(延長保育)		0歳	1歳	2歳							
金町	4202596 トゥインクル保育園	東金町 1-13-7 双ビル1F 5876-6247	7:00～18:00				産休 明け	有	ミアヘルサ保育園ひびき金町 金町どんぐり保育園 認定こども園金町幼稚園（2号） 東半田保育園 キッズスマイル葛飾東金町 ミアヘルサ保育園ひびき水元					
			(18:00～20:00)	3	8	8								
金町	4200093 金町サニーキッズ保育園	東金町 2-18-1 マルビル201 6231-3280	7:15～18:15				産休 明け	有	東かなまち保育園 金町保育園 ひかり学園 水元保育園 あおぞら水元保育園 キッズスマイル葛飾東水元 こばとの森保育園 亀が岡りおっこ保育園					
			(18:15～19:15)	3	8	8								
亀有	4202598 森のなかま保育園 亀有ルーム	亀有 3-10-19 アーバンテラス亀有 1階 3602-9455	7:15～18:15				産休 明け	有	ミアヘルサ保育園ひびき亀有 道上保育園 白鳥保育園					
			(18:15～19:15)	0	6	6								
			4203380 エンジェルキッズ亀有園	亀有 3-29-1 リリオ式番館 207 6662-7607	7:30～18:30							産休 明け	有	ミアヘルサ保育園ひびき亀有 このえ西亀有保育園 道上保育園 白鳥保育園
(18:30～19:30)	3	8	8											
亀有	4203230 亀有サニーキッズ保育園	亀有 5-19-7 5849-3281	7:15～18:15				産休 明け	有	葛飾学園					
			(18:15～19:15)	3	8	8								
			4203674 ミル・クラン キッズ	東堀切 1-6-19 6231-2672	7:00～18:00							産休 明け	有	千鶴幼稚園
(18:00～19:00)	0	7	7											
青戸	4202597 キャンディパーク保育園3号	青戸 2-7-10 6657-7423	7:00～18:00				産休 明け	有	キャンディパーク保育園2号 奥戸保育園 おくどスマイル保育園					
			—	2	10	7								
			4202908 青戸ひだまり保育園	青戸 3-10-5 6231-2561	7:00～18:00							産休 明け	有	かつしか風の子保育園 青戸福祉保育園
			(18:00～20:00)	2	7	7								
青戸	4203229 ひなた青戸保育園	青戸 3-17-16 カリッパット 2 6231-2099	7:15～18:15				産休 明け	有	木下の保育園青砥 木下の保育園青砥第2 白鳥保育園					
			(18:15～20:15)	3	8	8								
新小岩	4203673 青鳩ともだち保育園	青戸 5-29-11 5629-0061	7:30～18:30				産休 明け	有	青鳩幼稚園					
			—	3	8	8								
			4203033 新小岩さくらインター ナショナル保育園第1	新小岩 1-42-10 5879-2350	7:15～18:15							産休 明け	有	新小岩さくらインター ナショナル保育園第2分園
			—	6	6	6								
			新小岩	4203675 新小岩ちぐさ保育園	東新小岩 1-13-7 5875-7520	7:00～18:00							産休 明け	有
(18:00～19:00)	3	8				8								
4203593 Petit WAKAKUSA Crèche (フイチカクサレスシュ)	東新小岩 5-6-14 5671-0415	7:30～18:30							産休 明け	有	葛飾若草幼稚園			
—	3	7	7											
新小岩	4202599 新小岩保育室「結(ゆい)」	東新小岩 5-16-2 5654-6100	8:00～19:00				産休 明け	有	ほっぺるランド東新小岩 上平井保育園 たつみ保育園					
			—	-	6	6								
新小岩	4203381 ぶれあ保育園・新小岩	西新小岩 1-2-4 5654-7866	7:15～18:15				産休 明け	有	たつみ保育園 上平井保育園 西新小岩保育園					
			(18:15～19:15)	3	8	8								

(※) 新小岩ちぐさ幼稚園は認定こども園です。

25 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から、3～5歳児クラスまでの子ども、並びに0～2歳児クラスまでのうち非課税世帯の子どもを対象とした幼児教育・保育の無償化が開始されました。葛飾区は、教育・保育施設を利用する無償化対象の保護者が無償化を実感できるよう、国の制度に上乘せした葛飾区独自の助成制度を実施しています。

<無償化のために新しく設定された「施設等利用給付認定」>

認可保育所や認定こども園（保育部分）に入所せず、子ども・子育て支援法に規定する私立幼稚園（以下、「新制度幼稚園」という。）以外の私立幼稚園（以下、「従来型幼稚園」という。）や認可外保育施設等（※1）を利用する場合は、無償化のために新しく設定された「施設等利用給付認定」が必要になります。

認定区分	年齢区分	教育・保育認定	利用施設	認定申請手続き
新1号認定	満3歳児以上	教育認定	従来型私立幼稚園	各幼稚園
新2号認定	4月1日時点で 3～5歳児	保育認定	幼稚園の預かり保育、 認可外保育施設、 子育て支援サービス等	別冊子「施設等利用給付 認定の手続き」(※2)を ご確認ください。
新3号認定	4月1日時点で 0～2歳児 (非課税)			

※1 無償化の対象となる施設等は、区が対象施設等からの申請を受理し、公示した施設等になります（対象施設等の一覧は区ホームページをご覧ください）。

※2 区役所401子育て支援窓口で配布しているほか、区ホームページにも掲載しています。

<保育料の助成>

【認定こども園（保育部分）、認可保育所】

- 対象児童 2号認定を取得し、利用調整の結果「入所」となった児童
3号認定を取得し、利用調整の結果「入所」となった児童のうち、利用者負担額（保育料）の階層が、AB階層で決定した児童
- 保育料 全額無償
○延長保育料は無償化対象外です。

【認定こども園（教育部分）、新制度私立幼稚園】

- 対象児童 1号認定を取得し、認定こども園（教育部分）や新制度幼稚園に入園することとなった児童
- 保育料 全額無償
- 特定負担額 基準以上の職員を配置するための人件費や施設維持費等について月額7,300円（上限）を助成します。
○入園時、進級時に一括して徴収される費用は対象外です。

【従来型私立幼稚園】

- 対象児童 新1号認定を取得し、従来型私立幼稚園に入園することとなった児童
- 保育料 月額33,000円を上限に助成します。

【私立幼稚園の預かり保育】

- 対象児童 新2号認定又は新3号認定を取得し、認定こども園（教育部分）、私立幼稚園で預かり保育を利用する児童
- 保育料 「月内の預かり保育利用日数×450円」と「預かり保育の利用料」を比較し、小さい方の額を月額11,300円（新3号認定の場合は、月額16,300円）まで助成します（申請が必要です）。
- 認可外保育施設との併用 教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満の幼稚園や認定こども園（教育部分）に在籍する児童は、上記預かり保育の上限額に満たない場合、指導監督基準を満たした認可外保育施設や子育て支援サービス（41ページ参照）の利用料も申請することで助成対象にできます。

【認証保育所】

- 対象児童 新2号認定又は新3号認定を取得し、月120時間以上の月極め契約等で認証保育所を利用する児童
- 保育料 月額50,000円を上限に助成（食材料費の助成含む。）します（申請が必要です）。
 - 基本保育料が月額37,000円（新3号認定の場合は月額42,000円）未満の場合、認可外保育施設や子育て支援サービス（下記参照）の利用料も別途申請することで助成対象にできます。

葛飾区では、保育の質の確保・向上を早期に図るため、「葛飾区特定子ども・子育て支援施設等の基準を定める条例」を制定し、令和3年4月から国の基準を満たさない認可外保育施設を無償化の対象外としました。

【指導監督基準を満たした認可外保育施設（ベビーホテル、その他施設）】

- 対象児童 新2号認定又は新3号認定を取得し、月120時間以上の月極め契約等で指導監督基準を満たした認可外保育施設を利用する児童
- 保育料 月額42,500円を上限に助成します（申請が必要です）。
 - 保育料が月額37,000円（新3号認定の場合は月額42,000円）未満の場合、他の指導監督基準を満たした認可外保育施設や子育て支援サービスの利用料も申請することで助成対象にできます。

【指導監督基準を満たした認可外保育施設（事業所内保育施設、院内保育施設、ベビーシッター）】

- 対象児童 新2号認定又は新3号認定を取得し、指導監督基準を満たした認可外保育施設を利用する児童
- 保育料 月額37,000円（新2号認定）、月額42,000円（新3号認定）を上限に助成します（申請が必要です）。
 - 保育料が月額37,000円（新3号認定の場合は月額42,000円）未満の場合、他の指導監督基準を満たした認可外保育施設や子育て支援サービスの利用料も申請することで助成対象にできます。
 - 送迎のみの利用は対象外です。

【子育て支援サービス】

子育て支援サービスには、一時保育、休日保育、病児・病後児保育、訪問型病後児保育、ファミリー・サポート・センターが含まれます。

- 対象児童 新2号認定又は新3号認定を取得し、子育て支援サービスを利用する児童
- 保育料 月額37,000円（新2号認定）、月額42,000円（新3号認定）を上限に助成します（申請が必要です）。
 - 子育て支援サービスの利用が月額37,000円（新3号認定の場合は月額42,000円）未満の場合、指導監督基準を満たした認可外保育施設の利用料も助成対象にできます。
 - 送迎のみの利用は対象外です。

<食材料費の助成>

国は、幼児教育・保育の無償化に伴い、給食に要する食材料費を保護者負担としました。

しかし、葛飾区は、無償化の対象である3～5歳児クラスのお子さん並びに0～2歳児クラスのうち非課税世帯のお子さんの保護者の負担を軽減するため、お子さん一人当たり月額7,500円を上限に給食に要する食材料費を助成します。区から直接、無償化対象施設に助成しますので、保護者の食材料費の負担はありません。

○指導監督基準を満たしていない認可外保育施設は、助成対象外です。

その他、助成金の申請方法や助成内容については、認定こども園（教育部分）、私立幼稚園及び預かり保育をご利用の方は別冊子「葛飾区幼稚園ガイド」、その他の施設をご利用の方は「葛飾区幼児教育・保育の無償化のしおり」又は区ホームページをご確認ください。

次ページ以降、無償化対象施設については、**無償化**と表記してあります。

東京都独自の基準を満たした保育施設を東京都が認証し、公費で助成を行っています。

【保育の対象】

都内在住の小学校就学前の児童

【保育時間】

開始時刻は6時30分～7時30分、終了時刻は20時～22時、開所時間は13～15時間で、施設によって異なりますので、直接各施設にお問い合わせください。月極めの入園の他、一時保育事業を実施している施設もあります。

【申込み・選考方法・保育料】

申込み・選考方法・保育料等は、施設によって異なります。詳しくは、直接各施設にお問い合わせください。

認証保育所一覧

（令和4年9月1日現在）

施設名	所在地	電話番号	定員						0歳児 保育
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳 以上	計	
都市型保育園 ポポラー東京金町園	金町 6-2-1-2F	3826-6060	5	11	8	3	7	34	57日
亀有プチ・クレイシュ	亀有 3-10-2-2F	3602-4899	4	10	8	6	10	38	3か月
どんぐり保育園	西亀有 1-26-9	3602-4735	6	6	6	4	8	30	43日
たけのこ保育園	堀切 8-5-9	3602-5122	4	10	10	8	8	40	43日
あっぷるキッズ青戸園	青戸 3-32-3-2F	3601-4133	3	6	6	4	3	22	43日
キャンディパーク保育園	青戸 6-1-13-5F	3838-6383	9	17	14	0	0	40	6か月
アイキッズ認証保育園	東新小岩 3-1-16	5654-7171	6	12	10	1	1	30	57日
めぐみナーサリー	東新小岩 1-13-1	5654-9917	6	8	6	—	—	20	43日
めぐみ保育園	東新小岩 4-17-9	3692-9597	1	1	14	5	11	32	43日

【認証保育所保育料の助成について】

●対象 区内在住で、月120時間以上利用する月極め契約をしている0～2歳児クラスまでのうち課税世帯の方
※区外の認証保育所（都内に限る）をご利用の方も対象となります。

●助成額（第1子）

入所する児童一人あたり（月額）

施設が定めた月額保育料が 40,000 円以下...20,000 円を助成します。

40,001 円以上...保育料の 50%を助成します。

（月 30,000 円を限度、100 円未満切捨て）

（第2子）

兄・姉1人以上を有する世帯のお子さんは、月 35,000 円を限度に月額保育料を助成します。

（第3子）

兄・姉2人以上を有する世帯のお子さんは、月 50,000 円を限度に月額保育料を助成します。

※他の保育施設を併用する場合は、助成の対象となりません。

●手続き方法

施設にある申請書類に記入して、入所時及び各年度当初に利用する施設に提出してください。

月額保育料が変更になった場合、その都度提出が必要です。

手続きのあった翌月から施設への支払額が、契約金額から上記助成額を引いた金額になります。

【幼児教育・保育の無償化】

41 ページの【認証保育所】をご確認ください。

【助成金についての問い合わせ先】

子育て支援課子育て支援係 5654-8277

認可外保育施設（認証保育所を除く）に在籍するお子さんの保護者に対して、利用料の一部を助成します。

- 1 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されている認可外保育施設（事業所内保育所、院内保育施設、ベビーシッター、公立の認可外保育施設及び企業主導型保育事業所は対象外です。）

【対象施設】

次の要件のすべてを満たす認可外保育施設（葛飾区以外の施設も対象となります。）

- (1) 児童福祉法第 59 条の 2 に基づき、都道府県知事（中核市長を含む）に届け出ている施設
- (2) 上記 (1) に加え、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されている施設

【対象者】

次の要件をすべて満たす方

- (1) 0～2 歳児クラスのうち課税世帯の児童
 - (2) 対象施設と月 120 時間以上の利用契約をしていること。
 - (3) 児童が各月初日に対象施設に在籍していること。
 - (4) 葛飾区において保育の必要性の認定を受けていること。(※)
 - (5) 児童及び保護者が葛飾区に住民登録をし、在住していること。
 - (6) 保育料を滞納せずに支払っていること。
 - (7) この助成金のほかに保育料等に係る助成を受けていないこと。
 - (8) 認可保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育事業所などに在籍していないこと。
- ※保育の必要性の認定（2号認定又は3号認定）の有効期間が助成金の交付対象期間になります。

【助成額】

月額 15,000 円を上限に月額基本保育料を助成します。
申請書類は区ホームページからダウンロードできます。

区内対象施設一覧

（令和 4 年 9 月 1 日現在）

施設名	所在地	電話番号
スマイルキッズ綾瀬園	西亀有 2-20-11-1F	3838-8820

○対象施設は随時増える場合がありますので、区ホームページでご確認ください。区外の対象施設は、施設所在地の市区町村にお問い合わせください。

- 2 指導監督基準を満たさない認可外保育施設
区独自の助成はありません。

助成についてご不明点がありましたら、子育て支援課子育て支援係（5654 - 8277）までお問い合わせください。

【幼児教育・保育の無償化】

41 ページの【指導監督基準を満たした認可外保育施設（ベビーホテル、その他施設）】をご確認ください。

お子さんが保育所等に入所するまでの間、保育所等の代わりに、東京都の認定を受けたベビーシッターを利用した利用料の一部を助成します。

【対象者】

- ① 0歳から2歳児クラスで保育施設の入所申込みをしたが、入所保留となったお子さんの保護者
- ② 0歳児で保育所等への入所申込みをせず1年間の育児休業を満了した後、お子さんの1歳の誕生日から復職する保護者（復職日以降、利用できます。） ※以下「育休満了者」という。

【利用の流れ】

入所保留のお子さんの保護者は、子育て支援課（5654-8277）へご連絡ください。対象者であることを確認し、「対象者確認書」を送付します。東京都のホームページの認定事業者一覧から希望の事業者を選択し、「対象者確認書」を提示して、直接、利用契約を行ってください。利用契約後、契約書、支給認定証、入所保留通知を、**初回利用予定日の10開庁日前までに**区役所4階401子育て支援窓口へ郵送又は持参してください。

育休満了者の場合は、「対象者確認書交付申請書」、支給認定証の写しを区役所4階401子育て支援課窓口へ郵送又は持参してください。支給認定証を取得していない場合は、保育課入園相談係（5654-8278）へご連絡ください。申請書類は区ホームページからダウンロードできます。

【保育料助成額】

1時間150円（税込）で利用できます。

（入会金、交通費、キャンセル料、保険料等が別途必要です。直接事業者にお問い合わせください。）

【交通費の助成】

月額20,000円を上限に助成します。

ベビーシッターが自宅まで訪問する際の交通費にかかる領収書を保管してください。

申請に基づき、保護者の方の口座に直接支払います。

申請書類は、区ホームページからダウンロードできます。

【幼児教育・保育の無償化】

無償化で利用する場合は、41ページの【指導監督基準を満たした認可外保育施設（事業所内保育施設、院内保育施設、ベビーシッター）】をご確認ください。

28 その他の保育事業

28-① 休日保育

無償化

保護者が就労や病気などの理由で、休日にお子さんの面倒が見られないとき、保護者に代わって保育する事業です。

【利用できる児童】 区内在住の小学校就学前の児童

【定員】 各施設1日あたり10人

【開所日】 原則、日曜・祝日（年末年始を除く。）

【保育時間】 原則、9時から17時までですが、施設によって異なります。

【利用料金】 以下の要件のすべてに該当する方は無料でご利用できます。

- ① 保育の必要性の認定（2号、3号、新2号、新3号認定）を受けている。
 - ② 認可保育所、認定こども園（2号、3号）、地域型保育事業所、認証保育所、「認可外保育施設の指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されている認可外保育施設に入所している。又は定期利用保育を利用している。
 - ③ 利用の目的が、就労や入院など、リフレッシュ以外の事由である。
- 休日保育実施施設で、以上の要件を確認させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

休日をリフレッシュなどの事由で利用する場合（一時保育として利用する場合）は有料となります。

<参考>保育料の目安：4時間（8時間）利用した場合

3歳未満 2,000（4,000）円 3歳以上 1,200（2,400）円

【利用方法】 各施設にお問い合わせください。

【幼児教育・保育の無償化】 41ページの【子育て支援サービス】をご確認ください。

休日保育実施施設一覧

（令和4年9月1日現在）

施設名	所在地	電話番号	対象	備考
小合保育園	南水元 3-3-11	3608-1221	6か月以上	
新宿保育園	新宿 4-4-16	080-4086-7287 （休日保育直通）	満1歳以上	離乳食完了児
住吉保育園	高砂 7-26-3	3607-1561	6か月以上	
小谷野しょうぶ保育園	堀切 4-60-1	3601-2301	6か月以上	年末年始も実施 7:15～19:15
中青戸保育園	青戸 3-8-8	3603-3454	6か月以上	
たつみ保育園	西新小岩 2-1-3	3696-9442	6か月以上	

28-② 年末年始保育

年末年始（12月29日～1月3日）の期間、家庭での保育が一時的に困難となったお子さんをお預かりする事業です。事前の利用登録が必要な場合があります（登録料がかかる施設もあります）。

【利用できる児童】

①保育施設（※）に在籍している、又は定期利用保育を利用している小学校就学前の児童

※認可保育所、認定こども園（2号、3号）、地域型保育事業所、認証保育所及び「認可外保育施設の指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されている認可外保育施設

②その他区内在住の小学校就学前の児童

【定員】 3～10人程度

【保育時間】 原則、9時から17時までですが、施設によって異なります。

【利用料金、利用方法】 施設によって異なりますので、各施設にお問い合わせください。

年末年始保育実施施設一覧

（令和4年9月1日現在）

施設名	所在地	電話番号	実施日					
			令和5年12月			令和6年1月		
			29日	30日	31日	1日	2日	3日
金町ひまわり保育園	東金町 1-3-1	5876-3621	○	○	○			
きぼう保育園	高砂 2-3-7	3673-7110	○	○				
ひまわり保育園	細田 3-9-26	3673-7550	○	○	○			
小谷野しょうぶ保育園	堀切 4-60-1	3601-2301	○	○	○	○	○	○
本田こひつじ保育園	立石 1-4-10	3692-0736	○					
東立石こひつじ保育園	東立石 3-14-12	5698-5858	○					
こひつじ保育園	東四つ木 3-6-12	3694-5439	○					

28-③ 一時保育

無償化

区内在住で、家庭での保育が一時的に困難となったお子さんをお預かりする事業です。週1～3日、1日4～8時間程度の保育が必要な場合に、通院・通学・介護等、理由を問わずご利用いただけます。

利用には事前の利用登録が必要です（登録料がかかる施設もあります）。

【利用できる児童】 区内在住の小学校就学前の児童で、保育園や幼稚園などの施設を利用していない方。

幼稚園に通っている方は、幼稚園がお休みの日や、預かり保育を実施していない時間帯などは利用可能です。

ご利用の際に、保育園で、幼稚園が利用できないことを確認させていただく場合があります。

【定員】 3～10人程度

【開所日】 原則、月～金曜日（祝日、年末年始除く。）

【保育時間】 原則、9時から17時までですが、施設によって異なります。

【利用料金、利用方法】 施設によって異なりますので、各施設にお問い合わせください。

<参考>保育料の目安：4時間（8時間）利用した場合

3歳未満 1,500（3,000）円 3歳以上 1,000（2,000）円

【幼児教育・保育の無償化】 41ページの【子育て支援サービス】をご確認ください。

一時保育実施施設一覧

(令和4年9月1日現在)

施設名	所在地	電話番号	対象	備考
あおぞら水元保育園	水元 1-12-14	3600-7089	6か月以上	土曜日実施
認定こども園そあ	水元 3-13-20	5848-3950	1歳6か月から2歳児クラスまで	離乳食完了児
水元保育園	南水元 4-18-11	5876-6474	満1歳以上	離乳食完了児
認定こども園葛飾二葉幼稚園	金町 2-19-6	3607-2800	満1歳以上	
かなまち虹保育園	金町 4-20-13	3600-8511	1歳児クラスから	離乳食完了児
金町ひまわり保育園	東金町 1-1-1-1F	5876-3621	2か月以上	土曜日実施
亀が岡りりおっこ保育園	東金町 2-6-19	5876-9308	6か月以上	
東かなまち保育園	東金町 2-13-10	5876-6313	6か月以上	
金町保育園	東金町 3-36-15	3607-0889	満1歳以上	離乳食完了児
新宿保育園	新宿 4-4-16	080-4086-7287 (一時保育室直通)	6か月以上	土曜日実施
北野保育園	柴又 2-2-9	3608-3302	満1歳以上	離乳食完了児
きぼう保育園	高砂 2-3-7	3673-7110	2か月以上	
東中川保育園	高砂 6-4-15	5660-2462	6か月以上	
葛飾高砂たいよう保育園	高砂 7-15-11	5648-3150	6か月以上	
ひまわり保育園	細田 3-9-26	3673-7550	2か月以上	年末、土曜日実施
無二保育園	細田 3-16-5	6458-0748	6か月以上	
亀有りりおっこ保育園	亀有 3-16-5	5629-0513	6か月以上	
葛飾学園	西亀有 2-35-3	3601-3601	2歳児クラスから	2歳児クラスは令和5年11月から受け入れ開始予定、10月までは3歳児クラス以上のみ
西亀有三丁目保育園	西亀有 3-31	6632-8508 (開設までの連絡先)	6か月以上	
認定こども園すなはら	西亀有 4-8-19	5856-0135	1歳6か月から2歳児クラスまで	乳児食になってから
白鳥ふたば保育園	白鳥 3-29-16	070-1255-4064	満1歳以上	
黎明保育園	堀切 3-30-12	5670-5489 (予約専用)	満1歳以上	
小谷野しょうぶ保育園	堀切 4-60-1	3601-2301	6か月以上	土曜日実施
かつしか堀切保育園	堀切 7-8-3	6662-2201	満1歳以上	離乳食完了児
青戸福祉保育園(※)	青戸 3-13-25	3603-2291	2か月以上	
青戸もも保育園	青戸 4-23-1	3604-4457	2か月以上	
太陽の子青戸中央保育園	青戸 4-24-20	5650-6145	6か月以上	
立石いろは保育園	立石 2-31-17	5875-6371	1歳児クラスから	
東立石保育園	東立石 4-45-5	3692-0897	6か月以上	
かつしか風の子保育園	立石 8-18-7	5671-1033	1歳児クラスから	
四つ木なかよし保育園	四つ木 5-13-16	5654-6040	6か月以上	
ひのか保育園	新小岩 3-13-23	5879-9404	6か月以上	
グローバルキッズ東新小岩園	東新小岩 3-3-13	3692-0970	1歳児クラスから	
かみこまつ保育園	東新小岩 3-14-1	3697-0170	満1歳以上	
認定こども園まどか幼稚園	東新小岩 7-2-8	3692-8077	満1歳以上	
たつみ保育園	西新小岩 2-1-3	3696-9442	6か月以上	
ゆめの樹保育園しんこいわ	西新小岩 5-30-6	6662-8175	6か月以上	
おくどスマイル保育園	奥戸 5-2-1	5654-9330	1歳児クラスから	

※施設改修のため、令和5年4月以降一時的に休止する期間があります。

28-④ 一時預かりベビーシッター利用支援事業

日常生活上の突発的な事情（冠婚葬祭、学校行事、社会参加、サークル活動など）により、一時的にベビーシッターを利用する保護者やベビーシッターとの共同保育を利用する保護者に対し、その利用料（保育料）の一部を助成します。

※最新の情報は区ホームページをご確認ください。

【対象者】

葛飾区に住民登録がある、0～5歳児クラス（未就学児）の児童の保護者

【利用の流れ】

- ①東京都のホームページに掲載されている認定事業者の中から、一時預かりの要件証明書の発行されるベビーシッターと契約をしてください（子育て支援課への事前登録は不要です。）。
- ②利用当日にベビーシッターから「ベビーシッター要件証明書」を受領してください（助成金申請に必要です。）。
- ③サービス終了後、利用料を事業者にお支払いください。
- ④次の書類を添えて、子育て支援課子育て支援係に助成金を申請してください。

申請書、別紙内訳書、領収書（氏名、利用日、利用時間及び保育料のわかるもの）、ベビーシッター要件証明書
 ※申請書は区ホームページからダウンロードできます。

ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者一覧

（令和4年9月1日現在）

事業者名	電話番号	事業者名	電話番号
サンフラワー・A（株）	5914-1531	（株）マザーネット	3796-7188
（株）小学館集英社プロダクション （ベビーシッターのHAS）	0120-834-988	eソリューションサービス（株） （eキッズ訪問保育）	6384-2440
（株）明日香	6912-0015	ル・アンジェ（株）	3477-1287
mormor（株）（モルモル）	6276-2149	コンビスマイル（株）	0120-67-3177
（有）ワールドロフ（CoMaMoRi）	6908-1869	（株）アルファコーポレーション	0120-086-720
ハニークローバー（株）	050-5434-3429	（特非）フローレンス	6811-0905
（株）ジャパンベビーシッターサービス	3423-1251	（株）パザパ情操教育研究所	6457-7935
（株）ラヴィ	3403-9561	（株）タカミサプライ	3463-8777
（株）ポピンスファミリーケア （旧（株）ポピンス）	0120-27-2100	（株）ポピンスシッター （旧 スマートシッター（株））	0120-795-501
（株）ミラクス（miraxs シッター） （旧 HITOWA（わらべうた））	0120-415-306	（株）キッズライン※	050-3134-3538
（株）ソーシード	4455-3884	（株）ママMATE	6913-8484

※キッズラインのマッチングサービスは本事業の対象外です。本事業のご利用には、マッチングサービスとは別に、契約を締結する必要があります。詳細はキッズラインのホームページを必ずご確認ください。

【保育料の助成額】

児童一人当たり1時間 2,500円上限 年間 144時間

多胎児（ふたご・みつご）の場合は、児童1人当たり1時間 2,500円上限 年間 288時間

※夜間時間帯の22時から7時までは、1時間 3,500円上限

（入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、家事援助、クーポン等で割引された料金等は助成対象外です。）

※1回の申請ごとに、『分』は切捨てになります。

28-⑤ 定期利用保育

区内在住で、短時間就労等のため家庭での保育が困難となったお子さんを、一時保育利用のお子さんと合同で、一定期間保育する事業です。

出産、病気、就学等の理由では利用できません。

【利用できる児童】 区内在住の2歳児クラスまでの児童で、保育園や幼稚園などの施設を利用していない児童

【開所日】 原則、月曜日から土曜日まで（祝日、年末年始を除く。）

【保育時間】 原則、9時から17時まで

【保育期間】 保育期間は最長1年間（4月から3月まで）です。年度を超えて利用を希望する場合は、再度保育の申込みが必要です。保護者が仕事を辞めるなど、保育要件に該当しなくなった場合は、年度途中でも保育終了となります。

【利用料金】 年齢にかかわらず月額20,000円（定額）

【申込期間】 令和5年4月の申込みは、令和5年2月20日（月）～3月3日（金）です。

申込書は令和5年2月6日（月）から各施設にて配布します。詳しくは、直接実施施設にお問い合わせください。

○非課税世帯への助成制度があります

【対象児童】 0歳～2歳のうち、「保育の必要性の認定（新3号認定）」を受けた児童

【助成額】 利用料が無料になります。

【申請方法】 新3号認定を受けていれば、特に手続きは必要ありません。

施設への申込の際に「施設等利用給付認定決定通知書」（新3号）をご提示ください。

【留意点】 利用料が無料になる他、食材料費の助成制度があります。詳細は41ページをご覧ください。

利用料が無料になるには、保育の必要性の認定（新3号認定）を受ける必要があります。認定については40ページをご覧ください。

定期利用保育実施施設一覧

（令和4年9月1日現在）

施設名	所在地	電話番号	定員	対象
認定こども園そあ	水元 3-13-20	5848-3950	2	1歳6か月から
金町ひまわり保育園	東金町 1-1-1-1F	5876-3621	11	2か月から
北野保育園	柴又 2-2-9	3608-3302	2	満1歳以上 離乳食完了してから
認定こども園すなはら	西亀有 4-8-19	5856-0135	2	1歳6か月から 乳児食になってから
かつしか風の子保育園	立石 8-18-7	5671-1015	5	1歳6か月から

※0歳児は、産後56日を経過した翌月の1日から保育します。

病気の治療中にあり症状が安定している、又は病気の回復期にあり症状が軽度であるが、保育園での集団保育が困難なお子さんを一時的に保育します。

各施設への事前登録が必要です。また、利用の際に医師の判断が必要です。

【対象児童】

区内在住で認可保育所、小規模保育事業所、家庭的保育事業所（保育ママ）、認定こども園、幼稚園、認証保育所、認可外保育施設等（※）に通い、保護者とその同居の家族の就労等を理由に適切な監護を受けられない児童

※ 区の利用調整を受けない施設は、就労等の証明が必要です。

【対象年齢】

病児保育・・・6か月から小学校3年生まで

病後児保育・・・1歳（認定こども園すなはらは10か月）から小学校就学前まで

【保育料等】

保育料は1日2,000円です。その他実費がかかる場合があります。

利用方法等、詳しくは実施施設にお問い合わせください。

【幼児教育・保育の無償化】

41ページの【子育て支援サービス】をご確認ください。

病児保育実施施設一覧

1日あたり定員4名

（令和4年9月1日現在）

施設名	所在地	電話番号	保育日	保育時間
水元保育園 病児保育室こあら	南水元 4-18-11	5876-6872	月～金 (祝日、年末年始を除く。)	7:15～18:15
新小岩わんぱくクリニック 病児保育室わんぱく	新小岩 2-1-1-3F	6231-5512	月～金 (祝日、年末年始を除く。)	8:30～17:30
堀切二丁目病児保育室 (佐久間レディース& ファミリアクリニック併設)	堀切 2-54-16	3691-0875	月・火・木・金 (祝日、年末年始を除く。)	8:40～17:30
東部地域病院 病児保育室くろーばー	亀有 5-14-1	5682-5121	月～金 (祝日、年末年始を除く。)	8:30～18:00

病後児保育実施施設一覧

原則、保育日は、月～金（祝日、年末年始を除く。）

保育時間は、7時15分～18時15分 1日あたり定員4名

（令和4年9月1日現在）

施設名	所在地	電話番号	備考
小合保育園 病後児保育室めだか	南水元 3-3-11	3627-8488	
住吉保育園 病後児保育室たんぼぼ	高砂 7-26-3	3607-1612	
認定こども園すなはら 病後児保育室とまと	西亀有 4-8-19	3605-0770	保育時間 7:30～18:00
小谷野しょうぶ保育園 病後児保育室はっぴー	堀切 4-60-1	3601-2301	土曜日実施
中青戸保育園 病後児保育室おひさま	青戸 3-8-8	3603-3485	
本田こひつじ保育園 病後児保育室びわのみ	立石 1-4-10	3692-0752	
たつみ保育園 病後児保育室ぱんの木	西新小岩 2-1-3	5654-9942	

28-⑦ 訪問型保育

訪問型病後児保育 **無償化**

区内在住で、0歳から小学校就学前までのお子さんが病気の回復期にあって、保育所等での集団保育が困難な時期に自宅等に訪問して保育を行います。病気の期間は保育できません。

訪問型一時保育

区内在住で、0歳から小学校就学前までのお子さんの保護者が傷病や入院しなければならなくなったときや、同居の家族の方が入院をしてその介護・看護をしなければならなくなったとき、産前産後で保護者の安静が必要なとき等、一定の要件に該当し、一時的に保育が必要となった場合に自宅等に訪問して保育を行います。

【保育料】

いずれも1時間800円。当該児童の食事等は、保護者をご用意ください。

【保育時間等】

保育時間は、原則8時から18時までです。

事前登録が必要です。また、実施施設の行事等によってはご利用いただけない場合があります。

利用方法等、詳しくは実施施設にお問い合わせください。

【幼児教育・保育の無償化】 41ページの【子育て支援サービス】をご確認ください。

訪問型保育実施施設一覧

(令和4年9月1日現在)

施設名	電話番号	担当地域
金町保育園	3607-0889	金町・東金町・柴又・高砂（1丁目を除く）・鎌倉・細田（2丁目を除く）・奥戸9丁目
さかえ保育園	3608-4597	水元・西水元・東水元・南水元・新宿
本田こひつじ保育園	070-6460-7085 (訪問型保育直通)	上記以外（中川・新中川以西）

28-⑧ 緊急一時保育

保護者が病気や出産等で入院をしなければならなくなったときや、同居のご家族の方が入院をして常時その介護・看護をしなければならなくなったとき等に、一時的にお子さんを保育施設でお預かりします。

(保育施設の状況によっては受け入れできない場合があります。)

【保育の対象】

区内在住の生後6か月から小学校就学前までの児童で、保育園や幼稚園などの施設を利用していない児童

【保育期間】

緊急の要件で保育を必要とする期間で、1か月が限度です（入院する場合は、入院期間のみのご利用となります。状況により2回まで更新できます。）。

【保育時間】

8時30分から17時まで

【保育料】

1日1,200円

【申込方法】

子育て支援課子育て支援係までお申込み・お問い合わせください（5654-8297又は5654-8277）。

入院（出産）予定の場合は、入院（出産）予定日の2週間前から受付します。

【利用の流れ】

受付後、保育施設の空き状況等を確認し、利用できる保育施設を保護者の方に連絡します。

利用前に保育施設での利用申請や面接等が必要になりますので、直接、保育施設に連絡をしてください。

利用後、入院期間が明記されている医療機関の領収書や、医師の意見書などの提出が必要です。

詳しくは子育て支援係までお問い合わせください。

※この事業は、緊急一時的に対応するもので、長期間の保育に対応する制度ではありません。長期間に及ぶ入院などの場合は、緊急一時保育の利用期間内に他の保育手段をお探しくください。

仕事の都合や家庭の事情等で、一時的にお子さんの預かりや送迎等が必要な時に、育児援助を受けたい方（ファミリー会員）と援助を行いたい方（サポート会員）が会員相互で援助する活動です。センターのアドバイザーや地域リーダーが援助活動の調整等を行います。

【対象者】

- ファミリー会員：区内に居住又は在勤・在学の、生後6か月から小学校6年生までのお子さんを有する方
 サポート会員：区内居住の18歳以上（高校生を除く。）で、子育て経験があるか、又は保育士、看護師、教員等の資格を有する方
 両方会員：ファミリー会員とサポート会員両方を兼ねる方

【利用料金】

1時間 800円（1時間経過後30分につき400円）
 1日の活動終了後に、ファミリー会員がサポート会員へ直接お支払いいただきます。

【活動時間帯】

7時～22時

【利用申込等】

利用には、センター窓口にて会員登録が必要です。詳しくはお問い合わせください。
 お問い合わせ先 社会福祉法人葛飾区社会福祉協議会 かつしかファミリー・サポート・センター
 堀切 3-34-1 ウェルピアかつしか3階 電話 5698-4151

【幼児教育・保育の無償化】 41ページの【子育て支援サービス】をご確認ください。

～かつしかファミリー・サポート・センターでは、会員（特に両方会員・サポート会員）を募集しています～

本事業は、ファミリー会員・サポート会員の両方のお力添えがあって成り立っています。

そのため、ファミリー会員はもちろんのこと、両方会員・サポート会員も積極的に募集しています。

もし可能でしたら、両方会員としてご登録いただき、ご自身の空いた時間で他の家庭のお子さんをサポートして下さいますと、大変ありがたく存じます。また、ご親戚・お知り合いへ、サポート会員を募集している旨をお伝えいただければ幸いです。

地域で子育てを支えあえるよう、皆様のお力添えのほど、よろしくお願い申し上げます。



29 幼稚園の預かり保育（参考）

幼稚園の預かり保育とは、幼稚園に在園するお子さんを対象に、私立幼稚園や認定こども園の教育時間外にお子さんを預かる事業です。葛飾区内の私立幼稚園や認定こども園では、保護者の就労等による多様なニーズに応えるため、全園で預かり保育を実施しています。

また、1日9時間以上年間200日以上開所し、保育の必要性がある児童を定期的にお預かりする事業（定期長時間預かり保育）を実施している幼稚園もあります。お子さんの預け先としてご活用ください。

【対象者】

各幼稚園の在園児 ※在園児以外の方はご利用できません。

【入園願書の配布・提出】

令和4年10月15日（土）以降 各園で配布開始 令和4年11月1日（火）以降 各園で受付開始

【問い合わせ先】 各園へお問い合わせください（利用料金や利用方法は園によって異なります。）。

幼稚園の預かり保育 実施園一覧

（令和4年9月1日現在）

私立幼稚園							
園名	所在地	電話番号	教育時間 前	教育時間 後	三季休業	定期長時間預かり	
遍照院幼稚園	水元5-5-33	3600-2070		17:00 まで	夏 冬 春		
延命幼稚園	東水元3-18-18	3607-6135		17:00 まで	夏 冬 春		
水元八千代幼稚園	西水元3-12-12	3609-9190	8:15 から	17:15 まで	夏 冬 春		
東江幼稚園	東金町2-25-12	3607-0548		17:30 まで	夏 冬 春		
浜島幼稚園	東金町5-47-5	3600-0284	8:00 から	17:30 まで	夏		
帝釈天附属ルンビニー幼稚園	柴又7-10-30	3657-3613	8:00 から	17:00 まで	夏 冬 春	○	
葛飾しらゆり学園幼稚園	鎌倉2-8-11	3658-0857	8:00 から	18:00 まで	夏 冬 春	○	
葛飾若草幼稚園	細田5-4-11	3659-2525	8:00 から	17:30 まで	夏 冬 春	○	
明昭第二幼稚園	堀切1-26-15	3691-3416	7:45 から	18:00 まで	夏 冬 春	○	
千鶴幼稚園	堀切5-41-22	3690-0096	8:00 から	18:00 まで	夏 冬 春		
あやめ幼稚園	堀切7-17-6	3601-7611		17:00 まで	夏 冬 春		
東光幼稚園	お花茶屋1-2-15	3602-0398	8:00 から	18:00 まで	夏 冬 春		
共栄幼稚園	お花茶屋2-6-1	3602-8377		17:00 まで	夏 冬 春		
葛飾こどもの園幼稚園	立石2-29-6	3697-7216	7:30 から	18:00 まで	夏 冬 春		
摩耶幼稚園	立石8-4-12	3691-5880	8:00 から	17:00 まで	夏 冬 春		
熊野幼稚園	立石8-44-31	3691-1862	8:00 から	18:15 まで	夏 冬 春	○	
青鳩幼稚園	青戸6-8-3	3602-0810	8:00 から	18:00 まで	夏 冬 春	○	
葛飾やまびこ幼稚園	青戸8-4-20	3604-2181	7:30 から	18:00 まで	夏 冬 春		
やくし幼稚園	東四つ木1-5-9	3692-5303	8:00 から	17:30 まで	夏 冬 春		
上平井幼稚園	東新小岩5-11-15	3692-0530	8:00 から	17:30 まで	夏 冬 春		
葛飾白百合幼稚園	西新小岩4-19-13	3697-3813		18:00 まで	夏 冬 春		
あすなろ幼稚園	奥戸3-28-21	3692-1288	7:00 から	19:00 まで	夏 冬 春		
和光幼稚園	奥戸5-5-16	3696-1914	8:00 から	18:00 まで	夏 冬 春	○	

認定こども園							
園名	所在地	電話番号	教育時間 前	教育時間 後	三季休業	定期長時間預かり	
認定こども園そあ	水元3-13-20	5660-2415	7:30 から	18:00 まで	夏 冬 春		
認定こども園葛飾二葉幼稚園	金町2-19-6	3607-2800	7:30 から	19:00 まで	夏 冬 春	○	
認定こども園金町幼稚園	金町4-10-14	3600-6490	7:00 から	19:00 まで	夏 冬 春	○	
認定こども園葛飾みどり	鎌倉1-21-9	3672-0150	7:30 から	20:00 まで	夏 冬 春	○	
認定こども園すなはら	西亀有4-8-19	3605-0420	7:30 から	18:00 まで	夏 冬 春		
認定こども園めいしょう幼稚園	四つ木1-41-1	3693-2636	7:30 から	19:00 まで	夏 冬 春	○	
認定こども園まどか幼稚園	東新小岩7-2-8	3692-8073	7:30 から	19:15 まで	夏 冬 春	○	
新小岩ちぐさ幼稚園	西新小岩4-35-5	3696-4519	8:00 から	19:00 まで	夏 冬 春	○	

※実施の有無、実施時間等については、曜日によって上表と異なる場合があります。

30 公立保育所園舎建替え等

老朽化の進行が懸念される保育施設の建替えに合わせ、公立施設の拠点化や民営化の導入を進めております。下記の公立保育所では、園舎建替えによる仮園舎での保育及び民設民営化の導入（一部の園を除く。）を予定しております。

入園を希望される場合には、ご承知おきください。なお、スケジュールは予定であり、変更になる場合があります。スケジュールの変更等に関しましては、以下のとおり、区ホームページにてお知らせいたします。また、QRコードから直接アクセスすることもできます。

- ・区ホームページ→くらしのガイド→子育て→保育→公立保育所の園舎建替えについて



<公立施設の拠点化>

地域	保育園名 ・仮園舎の有無	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
亀有・白鳥	白鳥保育園 ・仮園舎での保育あり	現園舎で保育	令和5年度途中から 仮園舎(西亀有1-18-6)へ移転		令和7年度後半から 新園舎(現園舎敷地)へ移転		
四つ木・堀切	小菅保育園 ・仮園舎での保育あり	新園舎の移転先及び移転時期未定(当面の間、仮園舎(小菅2-19-1)で保育) 今後のスケジュールについては、決定次第、区公式ホームページにてお知らせいたします。					
立石・東四つ木・青戸	洪江保育園 ・仮園舎での保育あり	仮園舎(東立石3-3-15 (洪江公園内))で保育	令和5年度後半から 新園舎(東四つ木2-15)へ移転				

<民設民営化>

地域	保育園名 ・仮園舎の有無	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
四つ木・堀切	小谷野しょうぶ保育園 ・仮園舎での保育なし	新園舎への移転に合わせて民設民営化(時期未定) (設置主体は榊プロケア) 新園舎は小菅保育園が建替えに使用した園舎(小菅2-19-1)を活用 今後のスケジュールについては、決定次第、区公式ホームページにてお知らせいたします。					
新小岩・奥戸	二上保育園 ・仮園舎での保育なし	現園舎で保育				令和9年4月から 民設民営化※	

※新しい保育園の設置・運営事業者については未定

- ・半田保育園の園舎建替え及び民設民営化の導入（金町・東金町地域）

現時点で建替えのスケジュール、仮園舎の設置及び新しい保育施設の設置・運営事業者については未定です。決定次第、区ホームページでお知らせいたします。

【問い合わせ先】 育成課 子育て施設整備担当係 5654-8489



31 認可保育所・認定こども園一覧

公立：37園 私立：88園 認定こども園：8園 (開設予定含む・分園は本園に含む)

(令和4年9月1日現在)

地域	公・私	保育施設コード	施設名	所在地	電話番号	利用定員						開所時間 ※1	延長保育 ※2	0歳児保育	
						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計			0歳児保育 ※3	予約 入所
水元	公立	1100028	新水元保育園	東水元3-5-7	3608-7811	9	20	24	24	48	125	2	B	4か月	予約
		1100030	幸田保育園	西水元2-16-10	3608-3901	9	15	18	22	46	110	2	B	6か月	予約
		1100010	小合保育園【公設民営】	南水元3-3-11	3608-1221	6	15	24	24	48	117	2	E	産休明け	
		1100037	花の木保育園	南水元3-7-2	3627-4936	6	15	18	24	48	111	2	E	6か月	予約
	私立	1202566	あおぞら水元保育園	水元1-12-14	3600-7080	9	15	18	18	36	96	2	E	産休明け	
		1200072	徳育保育園	水元1-26-3	5648-6366	-	-	16	16	32	64	2	C	-	
			徳育保育園分園	水元1-26-8	5648-6366	9	16	※2歳児以降の保育は徳育保育園で実施			25	2	C	産休明け	
		1212444	ミアヘルサ保育園ひびき水元	水元2-3-19	5876-4856	6	9	9	12	24	60	3	F	産休明け	
		1200069	さかえ保育園	水元3-11-8	3608-4597	9	10	12	12	25	68	3	-	産休明け	
		3214023	認定こども園そあ※5	水元3-13-20	5660-2415	33ページ「認定こども園」参照						1	D	産休明け	
		1200071	こばとの森保育園	東水元1-16-2	3826-7300	9	15	15	15	30	84	2	B	産休明け	
		1211953	キッズスマイル葛飾東水元	東水元1-18-20	5876-3605	6	10	12	15	30	73	2	E	産休明け	
1203668	にじいろ保育園南水元	南水元1-12-6	5876-4051	6	10	11	11	25	63	2	E	産休明け			
1211954	南水元いろは保育園	南水元2-25-6	5876-4360	6	15	15	15	30	81	2	B	産休明け			
1200087	水元保育園	南水元4-18-11	5876-6474	9	20	20	20	40	109	2	E	産休明け			
金町・東金町	公立	1100013	半田保育園※4	東金町4-34-12	3609-1920	3	20	24	24	48	119	2	B	4か月	
		1100039	東半田保育園	東金町5-28-1	3608-3610	3	15	18	22	44	102	2	-	6か月	
	私立	1211955	まなびの森保育園金町	金町2-3-16	5876-3111	6	10	11	11	22	60	1	D	産休明け	
		3202428	認定こども園葛飾二葉幼稚園	金町2-19-6	3607-2800	33ページ「認定こども園」参照						2	B	産休明け	
		3202432	認定こども園金町幼稚園	金町4-10-14	3600-6490	33ページ「認定こども園」参照						4	I	-	
		1202896	かなまち虹保育園	金町4-20-13	3600-8511	6	8	11	11	24	60	1	D	産休明け	
		1202906	京成金町プチ・クレイシュ	金町5-37-6	3609-0655	6	6	7	7	14	40	1	D	産休明け	
		1203670	金町駅前さくらんぼ保育園	金町6-4-1 2F	5876-3303	6	10	11	11	22	60	3	F	90日	
		1211956	キッズハーモニー・かなまち	金町6-4-2 2F	3627-5004	3	5	5	4	15	32	1	D	産休明け	
		1200078	金町ひまわり保育園	東金町1-3-1	5876-3621	9	18	18	18	36	99	2	E	産休明け	
		1202567	金町どんぐり保育園	東金町1-14-5	3608-8811	6	10	12	12	24	64	1	D	産休明け	
		1200091	ミアヘルサ保育園ひびき金町	東金町1-16-4	6231-3811	6	12	12	14	28	72	2	E	産休明け	
		1200089	亀が岡りりおっこ保育園	東金町2-6-19	3607-1008	9	15	20	25	50	119	2	E	産休明け	
		1200086	東かなまち保育園	東金町2-13-10	5876-6313	12	20	24	24	50	130	2	E	産休明け	
		1200048	金町保育園	東金町3-36-15	3607-0889	30	35	35	35	70	205	2	E	産休明け	
1212442	アスクかなまち保育園	東金町4-16-12	5648-3330	6	10	11	11	22	60	2	E	産休明け			
1212443	キッズスマイル葛飾東金町	東金町5-19-1	5876-4965	6	10	12	15	30	73	2	E	産休明け			

※1 開所時間は以下のとおりです。

※2 延長保育時間は以下のとおりです。公立園の延長保育は満1歳から対象で月～金の実施です。私立園については34～35ページをご覧ください。

※3 0歳児保育の「産休明け」は産後56日を、「3か月」・「4か月」・「6か月」・「90日」はその期間を、それぞれ経過した翌月1日から保育します。

※4 建替えまたは民設民営化等を予定しています。詳細は、54ページをご覧ください。

※5 令和5年3月末まではそあ保育園として運営し、令和5年4月から認定こども園に移行予定です。

※6 令和5年3月末までは西亀有保育園（公立園）として運営します。

※7 令和5年3月末までは小規模保育事業所である新小岩さくら保育園第二として運営し、令和5年4月から認可保育所として運営する予定です。

※8 令和5年3月末までは明昭幼稚園として運営し、令和5年4月から認定こども園に移行予定です。

※1の記号	開所時間
1	7:00～18:00
2	7:15～18:15
3	7:30～18:30
4	8:00～19:00

※2の記号	開所時間を超える延長保育時間
A	～19:00まで
B	～19:15まで
C	～19:30まで
D	～20:00まで
E	～20:15まで
F	～20:30まで
G	～21:00まで
H	～21:30まで
I	7:00～8:00

◆公設民営とは、運営を社会福祉法人等に委託している公立保育所です。

◆障害児保育は、原則として各施設で実施しています。

◆この定員は、令和5年4月1日の予定数です。

地域	公・私	保育施設コード	施設名	所在地	電話番号	利用定員						開所時間 ※1	延長保育 ※2	0歳児保育	
						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計			0歳児保育 ※3	予約 入所
新宿・柴又	公立	1100027	南新宿保育園	新宿1-23-4	3609-1156	6	15	18	19	44	102	2	B	6か月	予約
		1100004	白鷺保育園	柴又3-30-9	3600-5540	-	15	21	21	42	99	2	B	-	
	私立	1200053	山王保育園	新宿2-2-19	3607-3543	-	10	12	13	30	65	3	-	-	
		1203669	トレジャーキッズにいじゅく保育園	新宿3-27-8	5876-4735	6	10	15	15	32	78	3	C	産休明け	
		1200052	新宿保育園	新宿4-4-16	3607-2470	9	15	18	20	40	102	2	E	産休明け	
		1212448	ニチキッズ葛飾にいじゅく保育園	新宿6-2-18	5660-2701	6	8	8	8	16	46	1	D	産休明け	
		1200061	北野保育園	柴又2-2-9	3608-5558	15	17	18	20	40	110	1	D	産休明け	
		1200058	柴又学園	柴又4-5-14	3657-3861	6	18	18	18	36	96	1	A	産休明け	
		1203671	まなびの森保育園新柴又	柴又5-13-3	3650-3260	6	6	7	7	14	40	1	D	産休明け	
1200060	ひかり学園	柴又6-19-1	3671-0385	9	20	24	29	58	140	2	-	6か月			
高砂・鎌倉	公立	1100044	新高砂保育園	高砂4-1-49	3673-0220	3	15	17	20	42	97	2	-	6か月	
		1100020	住吉保育園【公設民営】	高砂7-26-3	3607-1561	9	14	17	17	38	95	2	E	産休明け	
		1100029	南鎌倉保育園	鎌倉1-7-3	3650-4931	9	18	20	20	44	111	2	B	6か月	予約
		1100024	細田保育園	細田4-19-5	3658-4915	6	10	16	16	36	84	2	B	6か月	予約
	私立	1200063	きぼう保育園	高砂2-3-7	3673-7110	9	15	18	19	38	99	2	E	産休明け	
		1203676	AIAI NURSERY 高砂	高砂2-31-5	5876-7981	4	6	10	10	20	50	3	C	3か月	
		1200049	たかさご保育園	高砂5-48-4	3607-1442	15	17	17	17	34	100	1	G	産休明け	
		1200066	東中川保育園	高砂6-4-15	3608-3395	11	15	15	15	30	86	2	E	産休明け	
		1212445	葛飾高砂たいよう保育園	高砂7-15-11	5648-3150	8	10	10	10	22	60	1	D	産休明け	
		1211957	HOPPA京成小岩駅	鎌倉1-4-15	6458-0885	5	11	11	11	22	60	3	F	産休明け	
		3202429	認定こども園葛飾みどり	鎌倉1-21-9	5876-8282	33ページ「認定こども園」参照						1	D	産休明け	
		1200057	鎌倉保育園	鎌倉3-39-15	3658-0772	9	15	15	15	30	84	1	A	産休明け	
		1200056	ひまわり保育園	細田3-9-26	3673-7550	30	47	60	60	120	317	2	B	産休明け	
		1212446	無二保育園	細田3-16-5	6458-0748	6	10	11	11	22	60	2	E	産休明け	
		1200065	日の出保育園	細田5-24-1	3672-2708	12	18	20	20	40	110	2	E	産休明け	

※1 開所時間は以下のとおりです。

※2 延長保育時間は以下のとおりです。公立園の延長保育は満1歳から対象で月～金の実施です。私立園については34～35ページをご覧ください。

※3 0歳児保育の「産休明け」は産後56日を、「3か月」・「4か月」・「6か月」・「90日」はその期間を、それぞれ経過した翌月1日から保育します。

※4 建替えまたは民設民営化等を予定しています。詳細は、54ページをご覧ください。

※5 令和5年3月末まではそあ保育園として運営し、令和5年4月から認定こども園に移行予定です。

※6 令和5年3月末までは西亀有保育園（公立園）として運営します。

※7 令和5年3月末までは小規模保育事業所である新小岩さくら保育園第二として運営し、令和5年4月から認可保育所として運営する予定です。

※8 令和5年3月末までは明昭幼稚園として運営し、令和5年4月から認定こども園に移行予定です。

※1の記号	開所時間
1	7:00～18:00
2	7:15～18:15
3	7:30～18:30
4	8:00～19:00

※2の記号	開所時間を超える延長保育時間
A	～19:00まで
B	～19:15まで
C	～19:30まで
D	～20:00まで
E	～20:15まで
F	～20:30まで
G	～21:00まで
H	～21:30まで
I	7:00～8:00

◆公設民営とは、運営を社会福祉法人等に委託している公立保育所です。

◆障害児保育は、原則として各施設で実施しています。

◆この定員は、令和5年4月1日の予定数です。

地域	公・私	保育施設コード	施設名	所在地	電話番号	利用定員					計	開所時間 ※1	延長保育 ※2	0歳児保育 ※3	
						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上				0歳児保育	予約入所
亀有・白鳥	公立	1100032	道上保育園	亀有4-24-11	3690-7803	9	17	17	24	48	115	2	B	6か月	予約
		1100041	南白鳥保育園	白鳥3-2-1	3603-8032	12	15	16	19	38	100	2	B	6か月	予約
		1100022	白鳥保育園※4	白鳥3-32-6	3602-3423	9	16	18	24	48	115	2	B	4か月	予約
	私立	1202907	まなびの森保育園亀有	亀有1-12-22	3690-1212	6	10	11	11	22	60	1	D	産休明け	
		1200054	さくら学園保育所	亀有1-27-2	3690-0660	3	12	19	19	38	91	2	E	産休明け	
		1200068	亀青保育園	亀有2-32-28	3602-4553	6	6	6	6	12	36	1	C	産休明け	
		1200075	亀有りりおっこ保育園	亀有3-16-5	5629-0511	12	15	15	15	30	87	2	E	産休明け	
		1211958	ぼけっとランド亀有保育園	亀有3-31-4	5284-9677	6	12	12	12	24	66	3	D	産休明け	
		1200046	亀有保育園	亀有3-38-9	3690-3377	6	16	17	17	34	90	2	B	産休明け	
		1211959	ミアヘルサ保育園ひびき亀有	亀有4-28-10	6662-4474	6	9	9	12	24	60	1	D	産休明け	
		1200047	葛飾学園	西亀有2-35-3	3601-3601	9	25	30	50	100	214	1	D	6か月	
		1203372	にじいろ保育園西亀有	西亀有3-25-11	5629-1150	6	10	11	11	26	64	2	E	産休明け	
		1214025	西亀有三丁目保育園※6	西亀有3-31	6632-8508 (開設までの連絡先)	6	24	24	26	52	132	2	E	産休明け	
		3213147	認定こども園すなはら	西亀有4-8-19	3605-0420	33ページ「認定こども園」参照					1	A	産休明け		
1211960	このえ西亀有保育園	西亀有4-18-16	5849-5381	6	10	12	15	30	73	2	E	産休明け			
1200084	白鳥ふたば保育園 (35ページ参照)	白鳥3-29-16	3838-2811	6	6	6	6	12	36	3	H	産休明け			
四つ木・堀切	公立	1100009	四つ木保育園	四つ木3-5-6	3697-1252	9	12	16	21	42	100	2	-	6か月	予約
		1100031	堀切保育園	堀切1-9-18	3694-8276	12	15	18	23	46	114	2	B	4か月	予約
		1100016	南堀切保育園	堀切1-23-3	3693-1518	-	18	22	22	44	106	2	-	-	
		1100043	小谷野しょうぶ保育園【公設民営】※4	堀切4-60-1	3601-2301	7	10	11	12	24	64	2	E	産休明け	
		1100005	双葉保育園	東堀切1-15-16	3602-5701	9	15	16	16	32	88	2	B	6か月	予約
		1100036	東堀切保育園	東堀切2-20-8	3602-6809	12	15	18	24	48	117	2	B	6か月	予約
		1100018	宝保育園	宝町1-12-10	3691-8877	15	17	21	23	46	122	2	B	6か月	予約
		1100017	小菅保育園※4	(仮園舎) 小菅2-19-1	3604-2888	-	18	22	22	44	106	2	-	-	
	私立	1100033	小菅東保育園	小菅3-10-32	3690-7804	12	15	18	23	46	114	2	B	6か月	予約
		3214024	認定こども園めいしょう幼稚園※8	四つ木1-41-1	3693-2636	33ページ「認定こども園」参照					2	B	産休明け		
		1202903	ベネッセ 四ツ木保育園	四つ木4-1-4	5672-0355	6	10	12	12	24	64	1	D	産休明け	
		1200082	四つ木なかよし保育園	四つ木5-13-16	5672-1237	9	12	12	13	26	72	1	D	産休明け	
		1202902	ういず堀切菖蒲園駅前保育園	堀切2-56-13	6657-7719	6	8	10	12	24	60	1	D	産休明け	
		1200055	黎明保育園	堀切3-30-12	3697-0720	9	16	20	20	40	105	2	C	産休明け	
私立	1211961	HOPPA堀切菖蒲園	堀切4-49-6	6662-6891	5	11	11	11	22	60	3	F	産休明け		
	1200080	かつしか堀切保育園分園	堀切7-5-15	6662-2201	-	-	-	17	34	51	1	D	-		
		かつしか堀切保育園	堀切7-8-3	6662-2201	14	17	17	※3歳児以上の保育はかつしか堀切保育園分園で実施		48	1	D	産休明け		
	1203373	たけのご第2保育園	堀切8-5-7	6662-5972	3	3	3	3	8	20	3	C	産休明け		
	1203374	そらまめ保育園 お花茶屋駅前	お花茶屋1-19-5	5647-7077	9	10	10	10	20	59	1	G	産休明け		

※1 開所時間は以下のとおりです。

※2 延長保育時間は以下のとおりです。公立園の延長保育は満1歳から対象で月～金の実施です。私立園については34～35ページをご覧ください。

※3 0歳児保育の「産休明け」は産後56日を、「3か月」・「4か月」・「6か月」・「90日」はその期間を、それぞれ経過した翌月1日から保育します。

※4 建替えまたは民設民営化等を予定しています。詳細は、54ページをご覧ください。

※5 令和5年3月末まではそあ保育園として運営し、令和5年4月から認定こども園に移行予定です。

※6 令和5年3月末までは西亀有保育園(公立園)として運営します。

※7 令和5年3月末までは小規模保育事業所である新小岩さくら保育園第二として運営し、令和5年4月から認可保育所として運営する予定です。

※8 令和5年3月末までは明幼幼稚園として運営し、令和5年4月から認定こども園に移行予定です。

※1の記号	開所時間
1	7:00～18:00
2	7:15～18:15
3	7:30～18:30
4	8:00～19:00

※2の記号	開所時間を超える延長保育時間
A	～19:00まで
B	～19:15まで
C	～19:30まで
D	～20:00まで
E	～20:15まで
F	～20:30まで
G	～21:00まで
H	～21:30まで
I	7:00～8:00

◆公設民営とは、運営を社会福祉法人等に委託している公立保育所です。

◆障害児保育は、原則として各施設で実施しています。

◆この定員は、令和5年4月1日の予定数です。

地域	公・私	保育施設コード	施設名	所在地	電話番号	利用定員						開所時間 ※1	延長保育 ※2	0歳児保育	
						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計			0歳児保育 ※3	予約 入所
立石・青戸・東四つ木	公立	1100021	梅田保育園	立石3-26-10	3694-6932	12	20	20	24	48	124	2	B	6か月	予約
		1100038	中青戸保育園【公設民営】	青戸3-8-8	3603-3454	12	15	30	30	60	147	2	E	産休明け	予約
		1100006	青戸保育園	青戸5-9-10	3602-4007	15	17	30	30	60	152	2	B	産休明け	予約
		1100011	木根川保育園	東四つ木1-18-12	3692-0875	-	15	19	22	44	100	2	-	-	
		1100023	渋江保育園※4	(仮園舎) 東立石3-3-15	3696-3761	12	15	18	24	48	117	2	B	6か月	予約
	私立	1203665	本田こひつじ保育園	立石1-4-10	3692-0736	9	22	25	25	50	131	2	E	産休明け	
		1203667	立石いろは保育園	立石2-31-17	5875-6371	6	18	18	20	40	102	1	D	産休明け	
		1200092	木下の保育園青砥	立石6-35-14	5654-6820	9	12	12	15	30	78	2	E	産休明け	
		1200079	かつしか風の子保育園	立石8-18-7	5671-1015	9	15	18	20	40	102	1	D	産休明け	
		1203375	ほっべるランド東立石	東立石2-3-10	5654-9700	6	16	17	17	34	90	2	E	産休明け	
		1200073	東立石こひつじ保育園	東立石3-14-12	5698-5858	6	8	9	9	18	50	2	E	産休明け	
		1212441	東立石保育園	東立石4-45-5	3692-0897	15	30	30	30	60	165	2	E	産休明け	
		1202790	キャンディパーク保育園2号	青戸1-10-10	6657-7290	-	-	-	22	68	90	1	D	-	
			キャンディパーク保育園2号分園	青戸2-7-3	6657-7603	8	15	15	※3歳児以降の保育はキャンディパーク保育園2号で実施		38	1	D	6か月	
		1200059	さゆり保育園	青戸1-24-10	3693-0815	12	20	24	24	50	130	1	A	産休明け	
		1200067	青戸福祉保育園	青戸3-13-25	3603-7873	12	15	15	16	32	90	1	D	産休明け	
		1211963	木下の保育園青砥第2	青戸3-33-7	6662-7878	6	10	10	14	28	68	2	E	産休明け	
		1200074	青戸もも保育園	青戸4-23-1	3604-4430	6	11	11	11	21	60	1	D	産休明け	
		1200085	太陽の子青戸中央保育園	青戸4-24-20	5650-6145	12	12	12	12	24	72	1	D	産休明け	
1203377	こはるび保育園	青戸7-34-6	5629-1081	6	10	11	11	22	60	1	D	6か月			
1200064	こひつじ保育園	東四つ木3-6-12	3694-5439	9	12	12	12	24	69	2	E	産休明け			
新小岩・奥戸	公立	1100003	小松保育園	新小岩2-14-9	3655-3951	-	15	18	22	44	99	2	-	-	
		1100015	東新小岩保育園	東新小岩4-7-13	3692-9260	-	18	20	24	48	110	2	B	-	
		1100025	二上保育園※4	東新小岩7-17-3	3694-3010	9	20	24	24	48	125	2	B	6か月	予約
		1100040	たつみ保育園【公設民営】	西新小岩2-1-3	3696-9432	9	15	18	24	48	114	2	E	産休明け	
		1100035	西新小岩保育園	西新小岩3-21-7	3692-7678	6	13	16	22	44	101	2	-	6か月	予約
		1100007	上平井保育園	西新小岩4-33-2	3691-0074	12	20	24	30	60	146	2	B	4か月	予約
		1100026	南奥戸保育園	奥戸2-30-11	3696-8360	6	15	18	22	44	105	2	B	6か月	予約
	1100034	会野保育園	奥戸5-23-7	3692-7677	9	15	18	24	48	114	2	B	6か月	予約	
	私立	1213146	ミアヘルサ保育園ひびき新小岩	新小岩2-1-8	6231-5923	6	9	9	12	24	60	2	E	産休明け	
		1211964	ひのか保育園	新小岩3-13-23	3651-3152	18	24	24	33	67	166	2	E	産休明け	
		1214026	新小岩さくらインターナショナル保育園 第2※7	東新小岩1-2-11	5879-2350	6	7	7	※8歳児以降の保育は新小岩さくらインターナショナル保育園第2分園で実施		20	2	B	産休明け	
新小岩さくらインターナショナル保育園 第2分園			新小岩1-40-3	3697-5310 (開設までの連絡先)	-	-	-	13	26	39	2	B	-		
1203378	グローバルキッズ東新小岩園	東新小岩3-3-13	3692-0970	6	7	11	11	22	57	2	E	産休明け			
1200062	かみこまつ保育園	東新小岩3-14-1	3697-0170	9	12	12	12	25	70	1	D	産休明け			
1200090	ほっべるランド東新小岩	東新小岩6-22-7	5654-6510	9	12	13	12	24	70	2	E	産休明け			
3202442	認定こども園まどか幼稚園	東新小岩7-2-8	3692-8077	33ページ「認定こども園」参照						2	B	産休明け			
1203379	ほっべるランド西新小岩	西新小岩3-14-18	5654-9310	6	16	17	17	34	90	2	E	産休明け			
1200070	うらら保育園	西新小岩3-37-27	3696-2637	12	12	12	12	22	70	1	D	産休明け			
3212286	新小岩ちぐさ幼稚園	西新小岩4-35-5	3696-4519	33ページ「認定こども園」参照						4	-	-			
1202905	ゆめの樹保育園しんこいわ	西新小岩5-30-6	6662-8175	6	10	11	11	22	60	1	D	産休明け			
1212447	ミアヘルサ保育園ひびき奥戸	奥戸2-37-14	5875-7361	6	9	9	12	24	60	3	F	産休明け			
1200088	おくどスマイル保育園	奥戸5-2-1	5654-9330	6	18	18	20	40	102	2	B	産休明け			
1200051	奥戸保育園	奥戸6-24-1	3696-6790	9	15	18	20	40	102	2	B	産休明け			
1202904	グローバルキッズ奥戸園	奥戸8-2-4	3692-1188	9	15	18	18	36	96	2	E	産休明け			

※1 開所時間は以下のとおりです。

※2 延長保育時間は以下のとおりです。公立園の延長保育は満1歳から対象で月～金の実施です。私立園については34～35ページをご覧ください。

※3 0歳児保育の「産休明け」は産後56日を、「3か月」・「4か月」・「6か月」・「90日」はその期間を、それぞれ経過した翌月1日から保育します。

※4 建替えまたは民設民営化等を予定しています。詳細は、54ページをご覧ください。

※5 令和5年3月末まではそあ保育園として運営し、令和5年4月から認定こども園に移行予定です。

※6 令和5年3月末までは西亀有保育園（公立園）として運営します。

※7 令和5年3月末までは小規模保育事業所である新小岩さくら保育園第二として運営し、令和5年4月から認可保育所として運営する予定です。

※8 令和5年3月末までは明昭幼稚園として運営し、令和5年4月から認定こども園に移行予定です。

※1の記号	開所時間
1	7:00～18:00
2	7:15～18:15
3	7:30～18:30
4	8:00～19:00

※2の記号	開所時間を超える延長保育時間
A	～19:00まで
B	～19:15まで
C	～19:30まで
D	～20:00まで
E	～20:15まで
F	～20:30まで
G	～21:00まで
H	～21:30まで
I	7:00～8:00

◆公設民営とは、運営を社会福祉法人等に委託している公立保育所です。

◆障害児保育は、原則として各施設で実施しています。

◆この定員は、令和5年4月1日の予定数です。

32 保育アドバイザー

保育を希望される方からの保育施設や保育サービス利用・申込みについてのご相談に応じたり、在宅で子育てをされる方を支援するための子育て支援事業等のご案内を行っています。

それぞれのご家庭の希望や状況に応じて、どのようなサービスが利用できるのかわかりやすくご案内します。混雑している場合もございますので、ご来庁される際は、電話にてご予約をお願いいたします。

また、月1回程度子ども未来プラザ鎌倉、子ども未来プラザ西新小岩で出張保育アドバイザーを実施しています。詳しくは保育課入園相談係にお問合せください。



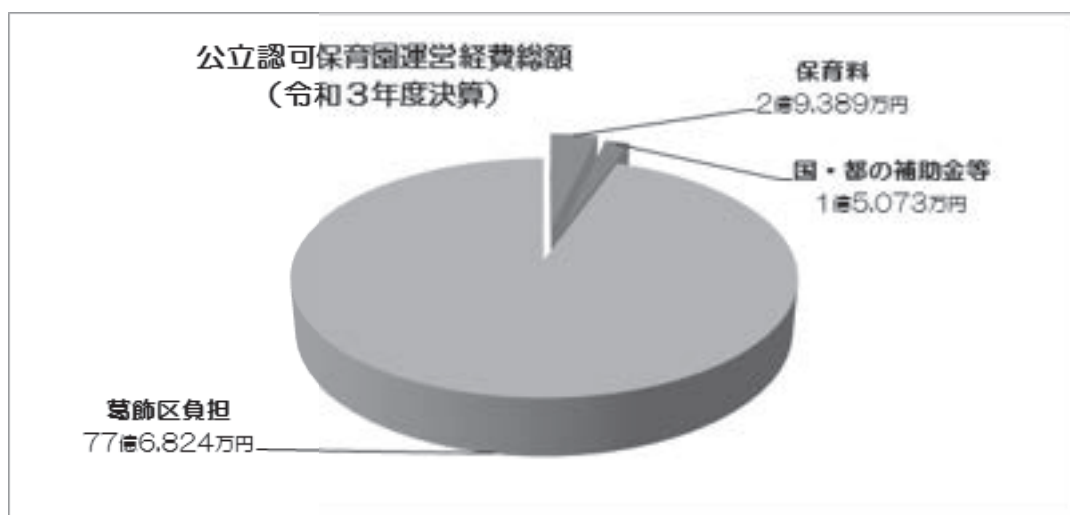
<利用時間>

土・日・祝日、年末年始を除く平日8時30分から17時まで

<場 所> 葛飾区役所4階401 子育て支援窓口

<電 話> 5654-8567

33 公立保育所の運営にかかる経費（参考）



人件費や給食費などからなる認可保育所の運営経費は、皆さまに負担していただく保育料（利用者負担額）と、国・東京都・葛飾区からの公費によって成り立っています。令和元年10月からは、幼児教育・保育の無償化の制度の開始により、さらに公費の負担割合が高くなっています。

これからも安定的な運営と充実した保育を行うため、保育料の納期限内納付をお願いいたします。保育料の納入方法については、27ページをご覧ください。

34 特定教育・保育施設等の指導検査

区内の特定教育・保育施設等の指導検査結果を区ホームページに掲載しています。



葛飾区の検査結果が確認できます。施設を選ぶ際にご活用ください。

実際に施設を見学し、保育の様子を確認する等情報を集め、保育施設を選んでいただくことをお勧めします。

※指導検査とは

児童福祉法、子ども・子育て支援法により特定教育・保育施設等に対し定期的に検査を行っています。検査では、子どもの安全や教育・保育の質の確保のため、法令等に基づいた基準を定め、基準に沿って適正な保育や施設の運営がなされているかを確認し、必要な助言・指導等を行っています。

【問い合わせ先】 育成課 認可指導係 5654-8618

